

令和 5 事業年度

業 務 報 告

特別民間法人
高圧ガス保安協会

目 次

I. 事業概況	1
I. 1 事業環境	1
I. 2 事業概要	2
I. 2. 1 確実な業務の実施	2
I. 2. 2 サービスの向上と積極的な情報提供	4
I. 2. 3 時代に即応した組織体制・基盤の整備	5
I. 2. 4 将来を見据えた構造改革の推進	6
I. 3 収支状況	7
I. 4 役員	8
II. 個別の事業	9
II. 1 確実な業務の実施	9
II. 1. 1 検査、認定等事業	9
II. 1. 2 教育事業	17
II. 1. 3 システム審査登録事業	21
II. 1. 4 技術基準作成・審査等事業	24
II. 1. 5 水素・CCSの社会実装に向けた取組み	30
II. 1. 6 研究開発と試験、解析等の受託	33
II. 1. 7 LPガス保安対策推進事業	34
II. 1. 8 高圧ガス保安のスマート化への対応	35
II. 1. 9 受託事業	36
II. 1. 10 法定講習事業（特別勘定1）	42
II. 1. 11 資格試験等事業（特別勘定2）	45
II. 1. 12 その他の活動	48
II. 2 サービスの向上と積極的な情報提供	49
II. 2. 1 保安情報の収集、提供	49
II. 2. 2 広報活動の推進、機関誌等による情報発信	49
II. 2. 3 説明会・セミナーの開催	54
II. 3 時代に即応した組織体制・基盤の整備	59
II. 3. 1 協会運営のガバナンス強化	59
II. 3. 2 人材育成	60
II. 3. 3 基幹情報システム等の整備	60
II. 3. 4 組織運営への専門家、有識者等の知見活用	61
II. 4 将来を見据えた構造改革の推進	62
III. 会員現況	64

I. 事業概況

I. 1 事業環境

我が国の経済は、コロナ禍を乗り越え、緩やかに回復傾向が続いている。令和 5 年 5 月には、新型コロナの感染症法上の位置付けが 5 類感染症に移行し、景気の自律的な循環を制約してきた要因が解消された。こうした環境の下、世界的な物価上昇は、輸入物価の上昇を通じて、我が国の消費者物価にも波及し、価格改定頻度が高まるなど、物価の動向に変化の兆しも見られ始めている。また、令和 5 年の春闘は 30 年ぶりの高い伸びとなり、今後、賃金の上昇が持続的なものとなり、企業が増加した労務費を適切に販売価格に転嫁する流れが定着すれば、賃金と物価の好循環、ひいては所得増を生み出す成長と分配の好循環を軸として、デフレに後戻りすることのない経済環境が整っていくことが期待される。

高圧ガスの分野では、改正高圧ガス保安法（令和 4 年 6 月成立）が令和 5 年 12 月 21 日に施行され、スマート保安の促進のため、テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者を認定する認定高度保安実施者制度の運用が開始された。また、保安規制の合理化のため、高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等の規制が道路運送車両法に一元化された。

さらに、2050 年カーボンニュートラル(CN)の実現の一環として、水素や CCS（二酸化炭素の地中貯留、Carbon dioxide Capture and Storage）の社会実装に向け、国、関係団体、事業者等の動きが活発化している。令和 6 年 2 月 13 日には、低炭素水素等と CCS の事業環境整備のため、以下の 2 つの法案が閣議決定された。

- ・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（水素社会推進法案）
- ・二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（CCS 事業法案）

これらの法案の策定に先立つ審議会である水素保安小委員会及び産業保安基本制度小委員会には、高圧ガス保安の第三者専門機関の立場で、当協会が委員として参画した。

このように、高圧ガスを取り巻く環境が変化し続ける中、当協会は水素や CCS に目を向け、技術開発事業、国の審議会、関係団体の活動等に参画するほか、第 6 回水素閣僚会議（令和 5 年 9 月 25 日）において、「水素の保安規制、法制、標準に関するワークショップ」を企画・主導するなど、高圧ガス保安法に留まらず、高圧ガス保安の専門機関として保安と振興の両面から積極的に幅広く活動してきた。

また、令和 5 年 5 月及び令和 6 年 1 月に発生した石川県能登半島地震をはじめ、自然災害による大規模な被害が発生した際には、高圧ガス関係を中心とした被害状況の確認、注意喚起等、こうした事象への不断の対応を行った。

当協会の令和 5 年度の事業については、一般勘定の収入が減少したものの、法定義務講習の受講者が周期的に増加する年度であったことに加え、業務の合理化及び効率化を進め、人件費や事業費の大幅な支出削減に努めてきたことにより、結果として相応の収支状況を確保した。

I. 2 事業概要

令和5年度は、前述のような事業環境の中、确实かつ効率的に事業を実施することを基本として、以下の活動方針の下にそれぞれの事業を重点的に行った。

【活動方針】

- 「変える勇氣」をもち、「変わる努力」をする。
- 視野を広く、幅広い分野で知見を高める。
- 設立60年を迎える保安のプロ集団として、誇りと責任感を持って業務を遂行する。
- CN実現に向けて保安と振興の両面から貢献し、基準作りなどで世界をリードする。
- 検査・講習等、KHKのサービスを利用する方の利便性を向上させる。

I. 2. 1 確実な業務の実施

検査・認定事業、法定講習（特別勘定1）、国家試験（特別勘定2）やISO審査登録事業など、協会全体として着実かつ確実な業務を引き続き実施した。

(1) 検査・認定等の合理化推進及び確実な実施

検査・認定等の動向も見据えた適切な人員配置により業務の合理化を推進しつつ、認定調査、特定設備検査等をはじめとする検査・認定等の業務を確実に実施した。

(2) 講習・試験業務の確実な実施

講習及び国家試験業務の円滑かつ適正な運営に努めるべく、受講・受検に係る受付のシステム化・デジタル化を推進するとともに、技術検定及び国家試験当日における不正行為防止対策を徹底するほか、作問工程においては、委員会及び分科会を中心に徹底した審議を行うとともに、外部の有識者や免状保有者等を含めた重層的な問題のチェック・見直しなどを行うなど、今年度も引き続き正確な問題作成に努めた。また、コロナの5類移行後においても、法定講習についてはオンライン化を推進すべく、動画コンテンツの作成など積極的な取り組みを進めた。今年度は、特に受講対象者の多い業務主任者講習や液化石油ガス設備士再講習など、LP法関係の義務講習を中心にオンライン化を達成した。

(3) システム審査登録事業の推進

認証取得の外的及び内的なメリットの享受が難しい顧客のISO離れや外資系をはじめとする他認証機関との競争激化が進む中、認証の意義・メリットの新たな気付きを与えて認証辞退の減少と新規顧客の獲得を図るため、ISO情報交換会、中部チームの設置、支部や中小企業の支援機関等とも連携しての情報発信等による顧客支援に努めた他、審査・関連サービスの質の向上、協会の強みを活かし、審査の適正化と業務の合理化・効率化を推進した。

また、他認証機関・他団体との連携を志向する中で、顧客獲得、人材交流等の取組みについて可能な限りの対応を行った。

(4) 技術基準作成・審査等事業

社会ニーズへの即応や、最新の技術的知見等の反映を企図して、技術基準整備3ヶ年計画に基づき技術基準整備を計画的に進め、KHKs等の制定・改正等を実施した。

(5) 水素・CCSの社会実装に向けた取組み

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、法案や政策を検討するための国の審議会や検討会へ参画し、議論に参加した。また、一般社団法人水素バリューチェーン推進協議会、一般社団法人クリーン燃料アンモニア協会などの関係団体の活動への参画や国、地方自治体、事業者等との意見交換などを通じて、課題の抽出と解決の方策を検討し、関係者とともに必要な対応を行った。

水素に関する国際会議への参画や海外規制に関する調査、海外関係機関等との意見交換などを実施した。第6回水素閣僚会議では、水素関連セッションを協会が企画・主導して開催した。また、海外における水素の事故事例や技術動向などの保安に資する情報収集網を拡大し、迅速な情報収集を行うため、海外の水素関係機関へ加盟した。

(6) 研究開発と試験、解析等の受託

水素に関する技術基準策定のための基礎データの獲得等、保安対策の合理化に寄与することを目的とした調査研究、高圧ガス設備の損傷事故に関する調査に参加し事故原因究明のための分析を実施した。

また、民間企業、大学等から容器試験、解析等を受託した。

(7) LPガス保安対策推進事業

LPガスの保安対策をより一層推進するため、LPガス関係業界等のニーズ及び社会情勢等を主体的・積極的に把握しつつ、LPガス事故の調査等を踏まえ、LPガス販売事業者等への技術力向上のための情報提供、一般消費者等に対する保安啓発活動、LPガス業界等への説明会の開催及びガス漏れ警報器等の検定業務を行った。

水害等の自然災害への対応として、LPガス容器の流出に対する注意喚起を協会ホームページから発信し、LPガス販売事業者等へのLPガスに係る被災状況等の情報提供を行った。

(8) 高圧ガス保安のスマート化への対応

高圧ガス保安の実務を担う立場から、経済産業省が推進する高圧ガス保安のスマート化について協働し、業務を確実に実施しつつ制度の定着を図った。

具体的には、平成29年度から開始されたスーパー認定事業所制度により創設された特定認定検査実施事業者及び自主保安高度化事業者制度により創設された自主保安高度化事業者、令和元年度より特定認定検査実施事業者に追加されたCBMによる長期開放検査周期設定の評価体制について、事前調査を実施しており、令和5年度は、スーパー認定事業所の認定調査5件、自主保安高度

化事業者の認定調査 1 件を実施した。

また、令和 4 年 6 月 22 日に公布された改正高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について、経済産業省と緊密な連携を取り、令和 5 年 12 月 21 日の施行までに省令・通達等の改正の検討や事業者・自治体向けの説明を行った。

I. 2. 2 サービスの向上と積極的な情報提供

産業保安の確保やビジネスの発展に寄与するよう、会員を中心として、サービスの向上と積極的な情報提供を行った。

(1) 保安情報の収集、提供

高圧ガス・LP ガス関係事故に対して、事故発生直後から行政機関等と協力し、現場検証への参画、協会ホームページへの注意喚起の早期掲載など、迅速に対応した。2024 年 1 月に発生した能登半島地震では、流出した高圧ガス容器に関する注意事項の情報を積極的に配信し、水素に係る高圧ガス関連規制・基準や水素に関係する情報を広く収集するとともに、事業者等からの水素に関する相談に対し適切に対応した。

保安に係るタイムリーな情報提供活動として、毎年開催し広く定着している事故の教訓と保安管理技術セミナー、高圧ガス設備担当者会議、LP ガス保安情報説明会等の各種説明会、セミナーを開催し、部門間連携により KHK 水素セミナーを開催した。

(2) 機関誌等による情報提供

顧客目線での情報発信ツールの整備・充実に努めた。具体的には、協会ホームページ、メール配信サービス「KHK-Friends」、会員向け法令検索システム、情報機関誌「高圧ガス」も活用し、わかりやすい情報提供を効果的に行った。

加えて、協会の情報発信力強化として、協会が情報をプレスリリースする際のルールに基づいて、積極的な情報発信を行った。

また、相談窓口（海外相談、水素サポート等）による顧客支援にも引き続き努めた。

(3) 説明会・セミナーの開催

オンデマンド、ライブ配信など、開催方式を多様化して説明会・セミナーを開催した。

I. 2. 3 時代に即応した組織体制・基盤の整備

産業保安に係る公的機関として求められる社会的要請等を踏まえ、体制・基盤整備を順次行った。

(1) 協会運営のガバナンス強化

協会が高い公的な責務を有することを鑑み、以下の取組を遵守・徹底した。

① コンプライアンスの推進

令和5年度については、内部監査の実施及び役職員等へのeラーニング教育の実施、コンプライアンス情報の発信を通じてコンプライアンス意識向上等への更なる充実化に努めるとともに、各支部で行っている国家試験・講習等の業務に係る内部監査や監査における指摘事項の水平展開を行うなど、コンプライアンス遵守の徹底に向けた対応を行った。また、講習業務担当部門が実施する地方教育事務所の有効な調査に資するため、内部監査の知見を活かしたアドバイス等の協力を行った。

② 情報セキュリティ対策の充実

令和5年度については、協会ネットワーク及びWebサイトに係る公開セグメント及び令和6年4月から運用を開始した検査等Web申請受付システムに係るウェブアプリケーションに対して脆弱性診断を実施するとともに、内部情報漏洩リスクに係る第三者評価を実施した。

また、マルウェアへの感染防止のため、昨年度に引き続き、全役職員に対し、標的型攻撃メール訓練及び情報セキュリティ教育を実施した。

(2) 人材育成

認定高度保安実施者制度ではサイバーセキュリティが認定要件の一つとなったことなども踏まえ、制御システムのセキュリティリスク分析に係る講習を受講するなど、職員の情報セキュリティレベルの向上を図った。

また、若手職員を中心に語学研修への参加を積極的に推進するとともに、CES（旧名称：コンシューマー・エレクトロニクス・ショー）のオンライン講演の聴講や現地視察の動画視聴を行い、最新技術の動向把握と職員の視野を広げるための取組みを実施した。

加えて、水素社会の実現に貢献できる人材を育成するため、引き続き、一般社団法人水素バリューチェーン推進協議会及び資源エネルギー庁へ若手職員の出向を行った。

(3) 基幹情報システム等の改善

業務改善・効率化を図るため、ISO 審査登録業務支援システムについて、本部以外の拠点やテレワーク環境下でもシステムを利用できるよう再構築を行った。

また、顧客の利便性向上及び業務改善・効率化を図るため、検査等業務について、申請書等をインターネットで受け付けるシステムを開発し、令和6年4月から運用を開始した。

(4) 組織運営組織運営への専門家、有識者等の知見活用

協会として時代に即応した体制を堅持すべく、外部有識者等の知見を活用するための会議体を組成した。

具体的には、高圧ガス保安に係る普及啓発活動の効果的な取組方法等について教育事業アドバイザー委員会等により検討を行った。

I. 2. 4 将来を見据えた構造改革の推進

将来を見据えた以下の構造改革を推進した。

① 就業環境の改善

組織横断的な協働体制構築による業務の効率化を図るため、フリーアドレスを念頭に執務環境の改善を実施した。

- ・ 円滑な業務運営ができるよう、令和4年に実施した組織再編に伴い、分断されていた試験・教育事業部門の執務スペースのレイアウト変更を行った。
- ・ 使用頻度の低かった部屋のレイアウト変更を行い、打合せ室を増設するとともに、Web会議を行えるようモニターの設置を行った。

② 定年延長と役職定年制度の導入

令和4年11月の役員会においてシニア人材の活躍促進と戦略的な人材確保の観点から、令和7年4月より定年年齢を63歳から65歳に引き上げる方針を決定した。令和5年度は、具体的な制度設計を行い、職員説明、役員会の承認等を経て定年延長及び役職定年制度に関する規程類の整備を行った。

③ 支部の廃止

令和5年6月の評議員会で北海道、東北、四国及び九州の4支部を令和8年3月末をもって廃止すると機関決定を行い、関係する行政機関、団体及び協会に対して、順次、廃止の説明と今後の協力体制等について協議を行った。

④ 時代に即応した新事業創出・業務運営

協会の保有する各種知見及びこれまでの受託事業等の成果を活用した新事業創出は、我が国の自主保安の向上に寄与するものであり、検討に際しては、前例にとらわれることなく、かつ、部門間連携を進めることに留意して行った。

具体的な取組みとして、水素関係などの社会的関心の高い事案に係るセミナー類の効率的な運営等に努めた。

⑤ 支出構造に係る不断の見直し

支出削減は収支改善に直結する即効性の大きなものであるとの認識のもと、コスト意識を更に貫徹するとの方針に基づき、業務に係わる支出項目の全てについて、聖域を設けずに徹底的な再精査を行った。

I. 3 収支状況

令和5年度の全体収入は、令和4年度決算額4,690百万円に対して、61百万円減（▲1.3%）、令和5年度予算額4,757百万円に対して128百万円減（▲2.7%）の4,629百万円となった。

一方、令和5年度全体支出は、令和4年度決算額4,665百万円に対して56百万円減（▲1.2%）、令和5年度予算額4,739百万円に対して129百万円減（▲2.7%）の4,609百万円（引当金への繰入額54百万円と施設等整備準備金への繰入額50百万円を含む）となった。

この結果、全体の収支差は20百万円の黒字となり、令和4年度決算比6百万円減、令和5年度予算比1百万円増となった（当期純利益は146百万円）。

[一般勘定]

一般勘定の収入は2,853百万円で、前年度比では48百万円の減収となった。予算比では、NEDO調査事業の大幅な縮小などにより、135百万円の減収となった。

一方、支出は2,834百万円で、前年度比で43百万円の支出減となった。予算比では、収入同様NEDO調査事業の大幅な縮小や本部レイアウト変更の一部見送り、システム開発費の削減などにより、151百万円の支出減となった。

この結果、収支差は20百万円の黒字となり、前年度比では6百万円の減、予算比では16百万円の増となった（当期純損失は4百万円）。

[特別勘定1]

特別勘定1（法定講習業務）の収入は1,206百万円で、受講申込者数の増加により、前年度比で11百万円の増収、予算比では24百万円の増収となった。

一方、支出は1,185百万円（引当金への繰入額21百万円を含まない）となり、義務講習受講漏れ解消に係る周知強化、受講者名簿のデジタル化等の対応に費用を要したため、前年度比では62百万円の支出増、予算比では51百万円の支出増となった。

この結果、収支差は21百万円となり、前年度比で51百万円の減、予算比で27百万円の減となった（当期純利益は151百万円）。

[特別勘定2]

特別勘定2（国家試験）の収入は570百万円で、試験出願者数の減少により、前年度比では24百万円の減収、予算比では17百万円の減収となった。

支出については、537百万円（引当金への繰入額33百万円を含まない）となり、前年度比で12百万円の支出減、予算比では23百万円の支出減となった。

この結果、収支差は33百万円となり、前年度比で12百万円の減、予算比で6百万円の増となった（当期純損失は0.4百万円）。

（※上記の数字は四捨五入の関係から、端数が一致しない場合がある。）

I. 4 役員

[役員の変動]

(1) 退任

◇令和5年6月30日付
鈴木 好徳理事

(2) 就任

◇令和5年7月1日付
谷口 芳弘理事

[役員構成]

令和6年3月末時点の役員構成は以下のとおりである。

会長	近藤 賢二
副会長（非常勤）	市川 秀夫
監事（非常勤）	大浜 健
理事	久本 晃一郎
理事	鈴木 洋一郎
理事	越野 一也
理事	白井 基晴
理事	谷口 芳弘
理事（非常勤）	香川 澄
理事（非常勤）	有田 芳子
理事（非常勤）	上原 正弘
理事（非常勤）	酒井 則明
理事（非常勤）	福島 洋
理事（非常勤）	菅井 裕人

（敬称略・役職別）

Ⅱ. 個別の事業

Ⅱ. 1 確実な業務の実施

Ⅱ. 1. 1 検査、認定等事業

(1) 認定調査等 [保安技術部門]

① 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者となるための調査

本調査は、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定制度に係る法定業務であり、第一種製造者等が、自主検査により完成検査又は保安検査（運転中検査、停止中検査）を実施できる者として、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行っている。

◇令和5年度の調査申請件数(施設の追加の申請を含む)

- ・認定完成検査実施者 10件 (14)※
- ・認定保安検査実施者 10件 (15)

◇令和6年3月末時点での認定事業者数(大臣認定取得済数)

- ・認定完成検査実施者 72事業者 (76)
- ・認定保安検査実施者 82事業者 (83)

※()内は、令和4年度における実績値を示す。以下同じ。

② 特定認定完成検査実施事業者及び特定認定保安検査実施事業者となるための調査

本調査は、特定認定完成検査実施事業者及び特定認定保安検査実施事業者の認定制度に係る法定業務であり、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行っている。

◇令和5年度の調査申請件数

- ・特定認定完成検査実施事業者 5件 (0)
- ・特定認定保安検査実施事業者 5件 (0)
- ・特定認定保安検査実施事業者(通達附則) 0件 (1)

◇令和6年3月末時点での認定事業者数(大臣認定取得済数)

- ・特定認定完成検査実施事業者 18事業者 (16)
- ・特定認定保安検査実施事業者 18事業者 (16)

③ 自主保安高度化事業者となるための調査

本調査は、自主保安高度化事業者の認定制度に係る法定業務であり、経済産業大臣の認定を受けるための調査を行っている。

◇令和5年度の調査申請件数 1件 (0)

◇令和6年3月末時点での認定事業者数(大臣認定取得済数) 3事業者 (3)

④ 耐震設計プログラムの評価・認証

耐震設計構造物の応力等の計算方法及び計算を行う者について、経済産業大臣の認定に係る評価及び追跡調査を昭和57年から実施している。一方、高圧ガス設備等耐震設計基準が廃止され、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示が制定されて、令和元年9月1日より同告示の機能性基準の運用に係る通達が発出された。これに伴い、経済産業大臣による本プログラム認定制度は、協会による耐震構造計算プロ

グラム認証制度に移行した（移行申請期間は2年）。

令和6年3月末時点の当該認証制度による認証事業者数累計は、次のとおりである。

認証者	A種認証者※1				B種認証者※2	
認証区分	SEISMIT -TW	SEISMIT -SP	SEISMIT -HV	SEISMIT -ST	スカート 支持自立 式塔類	平底円筒 形貯槽
協会認証	17 (17)	13 (13)	2 (2)	2 (3)	2 (2)	7 (7)

※1 A種認証者：経済産業省において開発したプログラムを用いて計算を行う者

※2 B種認証者：経済産業省において開発したプログラム以外の方法により計算を行う者

(2) 完成検査、保安検査 [機器検査事業部門]

特定施設等について、技術基準に適合又は維持しているかどうかを確認するため、高圧ガス保安法第20条に基づく冷凍施設の完成検査を平成13年から、高圧ガス保安法第35条に基づく保安検査を、冷凍施設については昭和38年から、コールド・エバポレータ（CE）については平成元年から、液化石油ガス保安規則対象事業所の保安検査については北海道の一部地区に限定して平成10年から行っている。

令和5年度は、冷凍施設関係の完成検査で28件（24件）、同保安検査で1,372件（1,414件）、CE関係の保安検査で334件（353件）、液化石油ガス保安規則対象事業所の保安検査で0件（0件）を実施した。

(3) 容器検査等 [機器検査事業部門]

① 容器製造業者の大臣登録に係る調査

平成9年4月の法改正により、容器製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録制度が発足した。本制度に係る調査は高圧ガス保安法第49条の8等の規定に基づき行っている。

令和5年度は、0件（0件）であった。

② 容器型式試験

容器につき前述の大臣登録を受けた事業者は、容器の型式について大臣の承認（型式承認）を受けることにより、容器検査を受けることなくその容器を譲渡し、又は引き渡すことができる。本登録容器製造業者に係る容器の型式試験を高圧ガス保安法第49条の23等の規定に基づき平成9年より行っている。

令和5年度は、0件（0件）であった。

③ 容器検査及び容器再検査

容器について、高圧ガス保安法第44条の規定に基づく検査及び高圧ガス保安法第49条の規定に基づく再検査を昭和39年から行っている。

令和5年度は、容器検査で2,970,634本（3,532,559本）、容器再検査で0本（0本）を実施した。

- ④ 容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更
容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る審査を高圧ガス保安法第 54 条の規定に基づき昭和 39 年から行っている。
令和 5 年度は、45,203 本（53,244 本）を実施した。

(4) 附属品検査等 [機器検査事業部門]

- ① 附属品製造業者の大臣登録に係る調査
平成 9 年 4 月の法改正により、附属品製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録制度が発足した。本制度に係る調査は高圧ガス保安法第 49 条の 8 等の規定に基づき行っている。
令和 5 年度は、0 件（0 件）であった。
- ② 附属品型式試験
附属品につき前述の大臣登録を受けた事業者は、附属品の型式について大臣の承認（型式承認）を受けることにより、附属品検査を受けることなくその附属品を譲渡し、又は引き渡すことができる。本登録附属品製造業者に係る附属品の型式試験を高圧ガス保安法第 49 条の 23 等の規定に基づき平成 9 年より行っている。
令和 5 年度は、0 件（0 件）であった。
- ③ 附属品検査及び附属品再検査
容器に装置する附属品（バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置及び逆止弁）について、高圧ガス保安法第 49 条の 2 の規定に基づく検査を昭和 50 年から、高圧ガス保安法第 49 条の 4 の規定に基づく再検査を昭和 51 年から行っている。
令和 5 年度は、附属品検査で 9,822,892 個（11,348,094 個）、附属品再検査で 155 個（326 個）を実施した。

(5) 特定設備検査等 [機器検査事業部門]

- ① 特定設備製造業者の大臣登録に係る調査
平成 9 年 4 月の法改正により、特定設備製造業者が自ら検査を行えるようにするための大臣登録制度が発足した。本制度に係る調査は高圧ガス保安法第 56 条の 6 の 5 等の規定に基づき行っている。
令和 5 年度は、0 件（0 件）を実施した。
- ② 特定設備検査等
特定設備（熱交換器、貯槽、蒸発器等）について、高圧ガス保安法第 56 条の 3 の規定に基づく検査を昭和 51 年から行っている。また、登録特定設備製造業者が製造する特定設備に対する特定設備基準適合証の交付を、高圧ガス保安法第 56 条の 6 の 14 等の規定に基づき平成 9 年より実施している。
令和 5 年度は、特定設備検査で 17,785 基（18,838 基）、適合証交付で 79 件（100 件）を実施した。
- ③ 高圧ガス設備担当学会議の開催
特定設備及び高圧ガス設備の製造者等との情報交換を行うとともに、特定設備等

に係る規則等の統一的運用の徹底等を図るため、昭和 53 年から毎年開催している。
令和 5 年度は、第 46 回高圧ガス設備担当者会議を 10 月 20 日（金）に京都で開催した（詳細後述 II. 2. 3(5)）。

(6) 指定設備の認定〔機器検査事業部門〕

① ユニット型冷凍装置の認定

高圧ガス保安法第 56 条の 7 の規定に基づき、政令で指定設備とされている冷凍設備について、指定設備の基準に適合している場合の認定を平成 9 年から行っている。

令和 5 年度は、102 件（113 件）を実施した。

② 窒素ガス製造用空気分離装置の認定

高圧ガス保安法第 56 条の 7 に基づき、政令で指定設備とされている窒素ガス製造用空気分離装置について、指定設備の基準に適合している場合の認定を平成 10 年から行っている。

令和 5 年度は、0 件（0 件）であった。

③ 認定指定設備の移設に係る調査

認定指定設備の移設を行った場合について、当該認定指定設備の技術基準の適合に係る調査を平成 10 年から行っている。

令和 5 年度は、ユニット型冷凍装置で 2 件（0 件）、窒素ガス製造用空気分離装置で 0 件（0 件）を実施した。

④ 認定指定設備の交換に係る調査

認定指定設備（窒素ガス製造用空気分離装置）の個別ユニットの交換を行った場合について、当該認定指定設備の技術基準の適合に係る調査を平成 28 年から行っている。

令和 5 年度は、1 件（1 件）であった。

(7) 大臣特認事前評価等〔機器検査事業部門、保安技術部門〕

① 大臣特認に係る特定案件事前評価

平成 6 年から当協会に特定案件事前評価委員会を設けて、通達に基づき高圧ガス設備等に係る大臣特認のための事前評価を行っている。

令和 5 年度は、15 件（4 件）を実施した。

② 詳細基準事前評価

平成 10 年から当協会に詳細基準事前評価委員会を設けて、通達に基づき例示基準に基づかずに検査申請、許可申請等する場合の詳細基準について事前評価を行い、事前評価書を交付している。

なお、II. 1. 1(1)④にあるとおり耐震告示の機能性基準の運用が開始されたことを受け、令和元年 9 月 1 日より耐震性能評価基準に関する評価が追加され、そのうち地震動の評価については保安技術部門が、地震動以外の評価については機器検査事業部門が、それぞれ担当している。

事前評価書の交付を受けた者は、本評価書を添付して容器検査・特定設備検査を受け、又は高圧ガスの製造の許可等を受けることとなる。

令和 5 年度は、地震動の評価以外の評価で 99 件（64 件）、地震動の評価で 0 件（1 件）を実施した。

また、詳細基準事前評価に伴う現地評価は 0 件（0 件）であった。

(8) 高圧ガス設備試験等 [機器検査事業部門]

① 大臣認定試験者事前評価等審査

通達に基づき、高圧ガス設備（ポンプ、圧縮機等）を製造する事業者の大臣認定に係る事前評価及び認定された者の 3 年毎の確認調査を昭和 60 年から行っている。

令和 5 年度は、新規調査で 0 件（1 件）、拡大調査で 6 件（3 件）、確認調査で 49 件（35 件）を実施した。

② 高圧ガス設備試験

通達に基づき、高圧ガス設備についての試験を昭和 51 年から行っている。

令和 5 年度は、16,543 件（14,444 件）を実施した。

(9) 冷凍検査等

① 大臣認定試験者事前評価等審査 [機器検査事業部門]

通達に基づき、冷媒設備に係る圧縮機又は容器を製造する事業者の大臣認定に係る事前評価及び認定された者の 3 年毎の確認調査を令和 4 年から行っている。

令和 5 年度は、4 件（0 件）であった。

② 機器の試験 [機器検査事業部門]

冷凍保安規則第 7 条第 1 項第 6 号、第 8 条第 2 号、第 12 条、第 13 条、第 64 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定に基づき、冷凍装置についての試験を昭和 41 年から行っている。

令和 5 年度は、冷凍装置試験で 300 件（250 件）、設計強度確認試験等で 130 件（89 件）を実施した。

③ 冷凍空調施設工事業所の認定 [保安技術部門]

冷凍空調施設の保安の確保を図るため、同施設の据付工事を行う事業所について認定及び更新認定を行っている。

令和 5 年度は、412 件（597 件）を実施した。令和 5 年度末時点における冷凍空調施設工事業所の数は、2,458 事業所（2,141 事業所）となった。

④ 冷凍空調情報等の発行 [保安技術部門]

冷凍空調施設工事業所等との情報及び意見の交換を密にするため、情報提供誌「冷凍空調情報」を発行した。令和 5 年度は、冷凍空調施設の事故情報に関する内容を中心として、令和 5 年 10 月に発行した。

⑤ 冷凍機器溶接士の認定 [保安技術部門]

冷凍用圧力容器等の溶接作業を行う溶接士の認定を昭和 44 年から行っている。

令和 5 年度は、82 件（102 件）を実施した。令和 5 年度末時点における冷凍機器溶接士の人数は、265 名（276 名）となった。

⑥ 冷凍保安検査員実地研修会〔機器検査事業部門〕

冷凍教育検査事務所に所属する冷凍保安検査員の保安検査技術の向上を図るため、新任保安検査員等を対象とした実地研修会を開催している。

令和 5 年度は 2 ヶ所（東京、福岡）で開催した。

◇開催状況

開催月日	開催場所
令和 5 年 7 月 21 日	座 学：東京団地冷蔵株式会社 実地研修：同上
令和 5 年 7 月 28 日	座 学：福岡県冷凍設備保安協会 会議室 実地研修：株式会社マルハニチロ物流 九州支社 福岡物流センター

⑦ 冷凍保安検査員自主研修会の実施支援〔機器検査事業部門〕

冷凍空調施設の保安検査は、統一かつ公正に実施される必要がある。このため、第一線で検査を担当している冷凍保安検査員相互の情報交換及び切磋琢磨により検査内容の厳正化、均一化を推進するため、平成 4 年から冷凍保安検査員自主研修会の実施・支援を行っている。

令和 5 年度は 6 ブロックで各 1 回実施した（中部及び中国ブロックは、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止）。

◇自主研修会の実施・支援状況

開催月日	開催場所
令和 5 年 7 月 12 日	北海道ブロック（北海道札幌市）
令和 5 年 6 月 29 日	東北ブロック（福島県郡山市）
令和 5 年 10 月 6 日	関東ブロック（神奈川県横浜市）
令和 5 年 11 月 30 日	近畿ブロック（兵庫県神戸市）
令和 5 年 12 月 14 日	四国ブロック（香川県高松市）
令和 5 年 5 月 26 日	九州・沖縄ブロック（福岡県福岡市）

(10) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検定〔機器検査事業部門〕

液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検定を昭和 45 年から、液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検定を平成 6 年から、液化石油ガス用検知器の検定を昭和 43 年から行っている。

令和 5 年度は、液化石油ガス用ガス漏れ警報器・バルク用ガス漏れ検知器で 2,373,123 個（2,539,381 個）、液化石油ガス用不完全燃焼警報器で 21,620 個（27,099 個）、液化石油ガス用検知器で 1,676 個（1,790 個）を実施した。

(11) その他の検査・認定等

- ① 高圧ガスプラント検査事業者及び液化石油ガスタンクローリ検査事業者の認定
[機器検査事業部門]

高圧ガスプラント及び液化石油ガスタンクローリの保安の確保を図るため、これらの検査を行う事業者の認定審査を自主事業として昭和46年から行っている。

令和5年度は、高圧ガスプラント検査事業者の認定で5件(12件)、液化石油ガスタンクローリ検査事業者の認定で1件(2件)を実施した。

- ② アセチレン容器多孔質物性能試験 [機器検査事業部門]

一般高圧ガス保安規則第6条第2項第3号イ等に関する例示基準(通達)に基づき、昭和39年から実施している。

令和5年度は、0件(0件)を実施した。

- ③ 液化石油ガスバルク供給用附属機器の型式認定 [機器検査事業部門]

高圧ガス保安法の適用除外となる液化石油ガス供給設備の蒸発器の型式認定を自主事業として昭和60年から実施している。

令和5年度は、24件(29件)を実施した。

- ④ 容器登録、登録更新及び所有者不明容器の発生防止 [保安技術部門]

容器所有者登録制度の運営を行うため、中央容器管理委員会を組織し、昭和60年から当協会本部・支部を含む全国21ヶ所の登録受付窓口を設置し登録業務を行っているほか、全国10ヶ所に地方高圧ガス容器管理委員会を設置し、放置容器、所有者又は内容物不明容器などの発生防止と発生後の処置対策を行っている。

令和5年度の容器所有者登録件数等は、次のとおりである。

登録件数等	令和5年度実績	前年度実績
登録件数	1,025件	2,416件
登録有効件数	4,124件	4,183件
登録本数	5,880,310本	11,501,108本
登録有効本数	19,891,176本	16,838,859本

- ⑤ CE 移設性能検査 [機器検査事業部門]

通達に基づき、CEに係る貯槽の移設に係る性能検査を昭和61年から行っている。

令和5年度は、47件(35件)を実施した。

- ⑥ CE 施設保安点検等 [機器検査事業部門]

CEにつき、3年毎の保安検査の間に行う自主保安事業として、CE施設保安点検等を昭和62年から行っている。

令和5年度は、0件(0件)を実施した。

- ⑦ 特定ガス工作物使用前検査 [機器検査事業部門]
 ガス事業法第 37 条の 7 に基づき、特定ガス工作物の使用前検査を平成 12 年から行っている。
 令和 5 年度は、69 件（48 件）を実施した。
- ⑧ 委託検査 [機器検査事業部門]
 業務方法書第 63 条及び第 64 条に基づき実施している当協会の自主検査・試験等の業務であり、海外への輸出設備の検査、溶接施工方法の確認試験等を昭和 63 年から行っている。
 令和 5 年度は、848 件（900 件）を実施した。
- ⑨ 小型高圧ガス容器型式認定 [機器検査事業部門]
 高圧ガス保安法第 3 条の適用除外となる小型容器（100cc 以下）の型式認定を自主事業として、昭和 63 年から行っている。
 令和 5 年度は、2 件（12 件）を実施した。
- ⑩ 簡易容器検査 [機器検査事業部門]
 業務方法書第 63 条に基づき実施している当協会の自主検査・試験等の業務であり、簡易容器の型式承認を平成 11 年から行っている。
 令和 5 年度は、0 件（1 件）であった。
- ⑪ 委託調査 [保安技術部門]
 業務方法書第 63 条に基づき実施している当協会の自主調査の業務であり、鋼管ブレース式球形貯槽に必要な耐震補強についての確認調査を平成 26 年度より、高圧ガス設備の基礎の耐震補強についての確認調査を平成 27 年度より、重要度の高い高圧ガス設備の耐震補強についての確認調査を平成 29 年度より、高圧ガス製造等の許可申請・届出についての適合性評価を令和 2 年度より行っている。
 ◇令和 5 年度の調査実績
- | | |
|-------------------|--------|
| 鋼管ブレース式球形貯槽耐震補強 | 0 件（0） |
| 高圧ガス設備の基礎の耐震補強 | 0 件（0） |
| 重要度の高い高圧ガス設備の耐震補強 | 0 件（0） |
| 高圧ガス製造等の許可申請・届出 | 7 件（2） |
- ⑫ SFE/SFC 認定調査 [機器検査事業部門]
 業務方法書第 63 条に基づき実施している当協会の自主調査、認定業務であり、高圧ガス保安法第 3 条により高圧ガス保安法の適用除外となる分析装置である超臨界流体抽出装置及び／又は超臨界流体クロマトグラフィーシステム（SFE/SFC）の認定を、平成 30 年 8 月から開始した。
 令和 5 年度は、装置 3 件（1 件）、カラム 2 件（2 件）を実施した。

Ⅱ. 1. 2 教育事業

(1) 自主保安講習の実施 [試験・教育事業部門]

令和5年度は以下の自主保安に係る各種講習を実施し、受講者数の実績は、前年度実績より194名多い2,849名となった。

- ① 液化石油ガス関係では、液化石油ガス設備士に専門的知識を付加するための講習として配管用フレキ管講習及びポリエチレン管の施工に係る講習を実施した。
- ② 一般ガス関係では、CEを使用して液化酸素等を使用する作業に従事する者のための保安講習を実施した。
- ③ 冷凍関係では、当協会が独自に実施している冷凍空調施設工事業所の認定制度において必要である保安管理者となるための講習等を実施した。

講習の種類	実施回数(回)	申込者数(名)	受講者数(名)	受検者数(名)	合格者数 修了者数(名)	合格率(%)
〔その他の講習及び技術検定〕						
配管用フレキ管講習※1・2	89 (160)	1,695 (1,587)	1,695 (1,527)	1,694 (1,526)	1,694 (1,526)	
ポリエチレン管講習 ※1・2	21 (21)	394 (323)	394 (316)	394 (316)	394 (316)	
CE受入側保安責任者講習	8 (1)	350 (304)	348 (300)	348 (300)	345 (297)	99.1 (99.0)
CE保安講習	1 (1)	26 (29)	26 (29)		26 (29)	
特殊材料ガス保安講習 ※1	1 (1)	6 (17)	6 (16)		6 (16)	
冷凍空調施設工事保安管理者講習 ※2	フルオロカーボン	2 (3)	355 (94)	80 (90)	80 (90)	
	アンモニア	0 (0)	23 (0)	0 (0)	0 (0)	
冷凍特別装置検査員講習※3		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小 計	122 (187)	2,849 (2,655)	2,549 (2,277)	2,516 (2,232)	2,545 (2,277)	

※1 回数は、延べ回数。

※2 受検者数は、検定試験対象者のみ。合格者数・修了者数は、科目免除による修了者を含む。

※3 令和5年度は開催なし。

(2) 技術講演会等の開催 [試験・教育事業部門他]

高圧ガスに関する各種情報の提供を目的とした次のような講演会等を開催した。

- ① お客様のニーズに対応した出張講習
- ② 保安セミナー等（高圧ガスの基礎講習、法令セミナー等の開催）
- ③ 高圧ガス保安実務者向けセミナー等（保安検査事例セミナー等の開催）
- ④ 地域ニーズに対応した各種セミナー・シンポジウム等

令和5年度の各セミナー等の開催状況は、次のとおりである。

<本部主催>

テーマ	開催回数	参加人数
高圧ガス保安教育基礎講習	4(内オンライン2)	267
行政機関向け高圧ガス保安法令等勉強会	1(内オンライン1)	(延べ)208
高圧ガス保安法令セミナー	4(内オンライン4)	241
高圧ガス保安法の許可、届出に係る運用と解釈説明会	4(内オンライン4)	410
保安検査のポイントと事例紹介セミナー	3(内オンライン1)	345
冷凍・空調基礎セミナー	1(内オンライン1)	39
合 計	17	1,510

<支部主催>

テーマ	開催回数	参加人数
災害防止のための体験セミナー（中部支部）	1	32
よくわかる計算問題の解き方（乙種／丙特）解説セミナー（中部支部）	1	9
容器保安セミナー（中部支部）	1	32
計算問題（丙種・乙種レベル）の実践演習セミナー（近畿支部）	1	53
安全のための人材育成研修（中国支部）	1	17
「計算の能力向上と活用」セミナー（四国支部）	1	10
合 計	6	153

<出張講習>

テーマ	事業者等の数	参加人数
出張講習	13	700

(3) ISO 関連研修セミナー等の開催 [ISO 審査センター]

ISO 規格における品質及び環境マネジメントシステムの運用における、内部監査員の養成に関する集合セミナー及び SDGs の最新動向や監査技術向上など個別の企業のニーズに対応した出張セミナー（オンラインを含む）を開催した。

令和 5 年度の ISO 関連研修セミナーの開催状況は、次のとおりである。

<集合セミナー 内部監査員養成コース>

テーマ・会場	開催回数	参加人数
ISO 9001		
東京	3 (2)	45 (31)
愛知	4 (3)	78 (45)
大阪	1 (1)	23 (10)
広島	1 (1)	12 (8)
福岡	1 (0)	10 (0)
ISO 14001		
東京	2 (1)	11 (8)
愛知	3 (3)	32 (45)
大阪	1 (1)	2 (5)
広島	1 (0)	6 (0)
福岡	1 (0)	4 (0)
合 計	18 (12)	223 (152)

<出張・オンラインセミナー>

テーマ	事業者等の数	参加人数
出張・オンラインセミナー	22 (14)	854 (416)

(4) 図書等の編集発行 [試験・教育事業部門]

令和 5 年度の図書等は、図書が 146 種（145 種）、165,157 冊（160,861 冊）を、また、視聴覚教材 8 種（8 種）、39 巻（45 巻）を販売した。

これら図書等の発行は、次のとおりである。

① 高圧ガス関係法令、技術基準等

◇高圧ガス保安法規集 第 21 次改訂版（増刷）（第 21 次改訂版）

◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集

第 38 次改訂版（第 37 次改訂版）

◇高圧ガス保安法令関係例示基準集 3 種 (3)

◇高圧ガス／液化石油ガス関係通達集 2 種 (2)

◇高圧ガス保安法概要 新刊 0 改訂 1 (新刊 0 改訂 5)

◇高圧ガス保安協会技術基準等 新刊 2 改訂 4 (新刊 0 改訂 2)

② 講習会テキスト及び問題集等

◇講習会テキスト 新刊 0 改訂 9 (新刊 0 改訂 6)

◇問題集等 新刊 0 改訂 6 (新刊 0 改訂 5)

③ 保安教育用テキスト 新刊 0 改訂 2 (新刊 0 改訂 1)

④ その他各種出版物等

◇高圧ガス保安活動促進週間ポスター 1 種 (1) 、12,807 枚 (15,497)

◇保安用品 (ポスターを除く) 8 種 (8)

◇外国語版書籍の出版・販売

日本企業の海外現地法人及び海外からの研修生への保安教育教材として外国語書籍の出版を推進しており、令和 5 年度も、引き続き外国語版書籍の販売を行った。

⑤ 高圧ガス保安活動促進週間啓発用を中心とした保安用品 (ポスター等)

高圧ガス保安活動促進週間(10 月 23 日～29 日)に向けたキャッチコピーの募集及び啓発用ポスターの作成に加え、保安用品については、資格者向けワッペン、保安情報を記載したクリアファイル、LP ガス容器の運搬員向けの小冊子を引き続き販売し、高圧ガスの保安に関する情報を提供した。

Ⅱ. 1. 3 システム審査登録事業

[ISO 審査センター]

(1) システム審査

ISO 審査センターは、平成 6 年に公益財団法人 日本適合性認定協会（JAB）から品質マネジメントシステム認証機関として認定を受けて以来、ISO9000 シリーズ規格に基づき事業所の品質マネジメントシステムを審査し、適合事業所の登録・公表を行う認証業務を実施している。また、品質マネジメントシステムの中でも、技術的に高い専門性が求められる医療機器品質マネジメントシステムを ISO13485 に基づき審査し、適合事業所の登録・公表を行う認証業務も平成 12 年 6 月から開始している。

平成 8 年には JAB から環境マネジメントシステム認証機関として認定を受け、以来、ISO14001 に基づき事業所の環境マネジメントシステムを審査し、適合事業所の登録・公表を行う認証業務を実施している。

労働安全衛生マネジメントシステムについては、OHSAS18001 に基づき、事業所の同マネジメントシステムを審査し、適合事業所の登録・公表を行う認証業務を平成 12 年 3 月から実施した。平成 30 年 7 月より、新たに制定された ISO45001 に基づく認証業務を開始し、これに伴って OHSAS18001 に基づく認証業務は終了した。

前述の品質、環境及び労働安全衛生マネジメントシステムの審査・登録の枠組みを活かし、平成 23 年には JAB から食品安全マネジメントシステム認証機関として認定を受け、以来、ISO22000 に基づく事業所の食品安全マネジメントシステムの認証業務を実施している。

令和 5 年度は、JAB から認定を受けた認証機関として品質マネジメントシステム（QMS）、環境マネジメントシステム（EMS）、食品安全マネジメントシステム（FSMS）を審査し、適合事業者の認証を実施した。さらに、ISO45001 に基づき、労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）を審査し、適合事業所の認証を実施した。

(2) 主な活動項目

- ① マネジメントシステムの認証（審査・登録）に関しては、認証機関の認定基準（JIS Q 17021-1:2015 のほか、IAF 発行の各種基準文書）への適合を維持するとともに、ISO 審査センターにおけるマネジメント機能の充実とリスク管理に基づく認証システムの高度化を進めた。
- ② 被認証組織の要望に応える審査手法（審査所見を詳述した指摘事項、審査結論を明確にした審査報告書）の充実強化を図った。
- ③ 審査員の資質の向上を推進するとともに、審査業務の適正化を図り、認証業務の合理化・効率化の推進に取り組んだ。
- ④ 被認証組織との双方向コミュニケーションの充実を図るための施策の展開、業務処理の合理化・効率化の推進に取り組んだ。

令和 5 年度は被認証組織への情報提供の機会である ISO 情報交換会を全国 5 会場（東京、愛知、大阪、広島、福岡。福岡会場はライブ配信も実施。）で開催した。タイトルを「マネジメントシステムの質向上 ステップアップセミナー」と称し、「モノづくりマネジメントによる現場力向上へ向けて」と「内部監査をさらに使いこなそう」を講演テーマとして実施した。

- ⑤ 営業体制の再構築を図るとともに、認証と審査のあり方を見直し、認証の意義・

メリットの再認識を顧客に促すこと等により、新規顧客の獲得推進と認証辞退の減少に努めた。これにより、13 件の新規顧客を獲得した。

(3) 主な活動実績

<品質マネジメントシステム認証業務>

令和 5 年度末の認証件数※は、701 件（744 件）となった。

また、令和 5 年度末現在、JAB 認定範囲分類 39 分野のうち、31 分野で認定を維持している。

※医療機器品質マネジメントシステム認証の 20 件を含む。

<環境マネジメントシステム認証業務>

令和 5 年度末の認証件数は、446 件（463 件）となった。

また、令和 5 年度末現在、JAB 認定範囲分類 39 分野のうち、34 分野で認定を維持している。

<労働安全衛生マネジメントシステム認証業務>

令和 5 年度末の認証件数は、31 件（29 件）となった。

また、令和 5 年度の JISHA 方式 適格 OSHMS 認定審査は実績がなく、令和 5 年度末の適格認定件数は 0 件となった。

<食品安全マネジメントシステム認証業務>

令和 5 年度末で ISO22000 に基づく認証件数は 6 件（6 件）となった。

また、令和 5 年度末現在、JAB 認定範囲分類 11 分野のうち 2 分野で認定を維持している。

<被認証組織との積極的コミュニケーションの展開>

① ISO 情報交換会

令和 5 年度は被認証組織への情報提供の機会である ISO 情報交換会を全国 5 会場（東京、愛知、大阪、広島、福岡。福岡会場からはライブ配信も実施。）で開催した。

「モノづくりマネジメントによる現場力の向上へむけて」として、モノづくりシステムを体系的に捉え、各現場における問題解決に有用な管理技術・手法や現場力向上への取り組みについて紹介するとともに、QDCE 側面からのシステム管理やそれらを実践する人材面も考慮した持続可能なモノづくりマネジメントシステムの解説について、早稲田大学 社会科学総合学院教授の中島健一氏にご講演いただいた。

また、ISO 審査センターからは「内部監査をさらに使いこなそう」という視点から、内部監査のマネジメントや監査での目の付けどころの具体例等を紹介した。

② ISO 入門勉強会

令和 5 年度はオンライン形式で ISO 入門勉強会を 2 回開催した。

③ ISO 関連セミナー

被認証組織において ISO マネジメントシステム構築時期に携わった要員が退職し

ノウハウの空洞化が発生しているケースが見受けられること、ISO マネジメントシステムの運用が目的化してしまい、活用して成果を享受する領域に至っていないこと等、各種課題が垣間見える状況であることから、令和3年度より組織からのニーズに応じた内容として個別のセミナーを開催しており、令和5年度は22件開催した。

④ KHK-ISO letter

KHK-ISO letter は被認証組織へ重要情報を直接届け、コミュニケーションを深めるツールとして平成26年3月に創刊したもので、令和5年度は、令和5年6月27日に通巻29号を、令和5年11月6日に通巻30号を、令和6年1月25日に通巻31号を発行し、全ての被認証組織へ配布した。

令和5年度は、昨今明らかになる品質不祥事例を教訓として捉え、マネジメントシステムの構築・運用効果によるコンプライアンスの強化について紹介するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）をめぐる最新動向等、本業の成果向上に結び付けるISO マネジメントシステムの改革、関連する法規制等の改正情報など、被認証組織の関心事に焦点を当てた情報を掲載した。

<審査員の資質向上へ向けた取組>

被認証組織に協会の審査の優位性を認めてもらうため、審査員及び契約審査員の資質向上を推進するとともに、審査業務の適正化を図ることにより審査後の認証決定業務の合理化・効率化を推進するため、本部及び各支部においてISO 審査員会議を開催した。e ラーニング形式を取り入れたほか、会議室での参加とWeb 会議システムを活用して自宅等からの参加も併用し本部及び各支部で開催した。

Ⅱ. 1. 4 技術基準作成・審査等事業

(1) 経済産業大臣への意見具申等 [総務・企画部門、保安技術部門他]

高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、省令改正、例示基準の制定等高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する技術的事項について、経済産業大臣に対して以下の対応を行った。

＜法令に基づく経済産業大臣からの意見聴取＞

◇高圧ガス保安法第 75 条の規定に基づく意見の聴取について

一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の改正について(令和 5 年 11 月 9 日付け 20231106 保第 1 号) 道路運送車両法の適用を受ける燃料装置用容器に対する高圧法の適用関係の明確化、圧縮水素スタンドに関する規制見直し

◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 89 条の規定に基づく意見の聴取について

—

＜審議会への参画＞

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会及び関連する小委員会に委員として参画し、産業保安の実務を担う立場から適宜コメントを行った。令和 5 年度は以下の審議会に委員として参画した。

○産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

・第 10 回 令和 5 年 8 月 17 日

・第 11 回 令和 6 年 2 月 7 日（書面開催）

○産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会

・第 26 回 令和 6 年 3 月 21 日

○産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会

・第 18 回 令和 6 年 3 月 19 日

○産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 ガス安全小委員会

・第 29 回 令和 6 年 2 月 7 日

・第 30 回 令和 6 年 3 月 11 日

○産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 産業保安基本制度小委員会／
総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 カーボンマネジメント小委員会

・第 10 回 令和 5 年 9 月 14 日

・第 11 回 令和 5 年 11 月 6 日

・第 12 回 令和 5 年 11 月 28 日

・第 13 回 令和 5 年 12 月 5 日

○総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 水素・アンモニア
政策小委員会／資源・燃料分科会 脱炭素燃料政策小委員会／産業構造審議会 保安

・消費生活用製品安全分科会 水素保安小委員会

・第 1 回 令和 5 年 10 月 4 日

・第 2 回 令和 5 年 10 月 25 日

- ・第3回 令和5年11月14日
- ・第4回 令和5年11月28日
- ・第5回 令和5年12月6日

(2) 技術委員会・規格委員会の運営

[保安技術部門、機器検査事業部門、水素センター]

高圧ガス保安において幅広く活用されている技術基準(KHKS等)の策定については、定款第30条の2に基づく規格委員会が実務を担っており、統括諮問機関として位置付けられている定款第28条に基づく技術委員会のレビューを経ることとされている。こうした両委員会が適切に機能するための着実な運営を行った。

現在、活動中の規格委員会は次のとおりである。

委員会名称	技術基準の所掌範囲
圧力容器規格委員会	圧力容器等に係る設計、材料、製造、試験、検査等
移動容器規格委員会	容器及び附属品に係る設計、製造、検査等
高圧ガス規格委員会	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費等に係る取扱い、これらに係る設備、施設等の設計、施工、維持管理等
冷凍空調規格委員会	冷凍空調設備の設計、製造、試験、検査、設置、運転、維持管理等
液化石油ガス規格委員会	供給設備、消費設備、液化石油ガス器具、充てん設備、検査機器等に係る設計、製造、施工、維持管理等
供用適性評価規格委員会	供用中の圧力容器、配管等の圧力設備及び支持構造物等に関する減肉、クリープ等の損傷の評価、供用可能期間の評価等
耐震設計規格委員会	塔、貯槽、配管、これらの支持構造物及び基礎の耐震設計等
水素等規格委員会	水素及び水素化合物(アンモニア、合成メタン等)並びに二酸化炭素(CCSに関するものに限る)の取扱い、これらに係る設備等

令和5年度に実施した主な案件は、以下のとおりであった。

① 技術委員会 [保安技術部門]

技術基準整備3ヶ年計画(2023～2025年度)の承認、水素等規格委員会の設置承認、水素社会の実現に向けた協会の取組みの紹介等を行った。

② 圧力容器規格委員会 [機器検査事業部門]

令和5年度は、技術基準整備3ヶ年計画(2023～2025年度)を定め、計画に基づき、圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準(KHKS 0225)の審議を行った。

なお、本規格委員会に設置している分科会等の概要は、以下のとおり。

- 1) ねじ構造分科会 ねじ構造の強度設計指針(KHKS 1222)の改正原案を作成する。
- 2) ねじ構造解釈専門分科会 ねじ構造の強度設計指針(KHKS 1222)に対する質

疑応答・運用解釈を作成する。

- 3) 超高压ガス設備分科会 超高压ガス設備に関する基準（KHKS 0220）の改正原案を作成する。
- 4) 超高压ガス設備解釈専門分科会 超高压ガス設備に関する基準（KHKS 0220）に対する質疑応答・運用解釈を作成する。
- 5) ASME Delegate 制度への参画 平成 18 年度より専門家から構成される本委員会を代表して米国機械学会（ASME）Delegate 制度に登録し、参画している。

◇協会が登録している ASME の委員会

- ・圧力容器規格委員会
- ・圧力容器小委員会（SCVIII）及びその作業グループ

③ 移動容器規格委員会 [機器検査事業部門]

令和 5 年度は、技術基準整備 3 ヶ年計画（2023～2025 年度）を定め、計画に基づき、液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準（KHKS 0126）の改正を行った。

なお、本規格委員会に設置している分科会の概要は、以下のとおり。

- 1) 高压ガスタンクローリ再検査基準分科会 高压ガス運送自動車の再検査基準である高压ガスタンクローリ再検査基準（KHKS 0150）の改正原案を作成する。
- 2) 液化炭酸ガス容器用安全弁基準分科会 液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準（KHKS 0127）の改正原案を作成する。
- 3) A1-C 一般複合容器分科会 アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（KHKS 0121）の改正原案を作成する。

④ 高压ガス規格委員会 [保安技術部門]

令和 5 年度は、技術基準整備 3 ヶ年計画（2023～2025 年度）を定め、KHK/JOGMEC S 0850-8 保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）等、保安検査基準・定期自主検査指針関係、KHK/JOGMEC TD 5800 技術文書（液化石油ガス岩盤備蓄関係）の改正等を行った。

なお、本規格委員会に設置している分科会等の概要は、以下のとおり。

- 1) 定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会 保安検査基準・定期自主検査指針に関して寄せられた質問について、質疑応答及び運用解釈の検討を行う。
- 2) 岩盤備蓄に係る保安検査基準等検討分科会 液化石油ガス岩盤備蓄基地に関する保安検査基準等の改正のための原案の作成及び検討を行う。
- 3) コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会 コールド・エバポレータに関する保安検査基準等の制定のための原案の作成及び検討を行う。
- 4) 超臨界流体抽出装置及び超臨界流体クロマトグラフの運用基準検討分科会 超臨界流体抽出装置及び超臨界流体クロマトグラフィーシステムの運用基準の制定のための原案の作成及び検討を行う。
- 5) 圧縮水素スタンド保安検査基準等検討分科会 圧縮水素スタンドに関する保安検査基準等の制定のための原案の作成及び検討を行う。
- 6) ASME Delegate 制度への参画 平成 19 年度より専門家から構成される本委員会

を代表して米国機械学会（ASME）Delegate 制度に登録し、参画している。

◇協会が登録している ASME の委員会

- ・供用中規格委員会
- ・検査計画小委員会

⑤ 冷凍空調規格委員会 [保安技術部門]

令和 5 年度は、技術基準整備 3 ヶ年計画（2023～2025 年度）を定め、保安検査基準（冷凍保安規則関係）KHKS 0850-4 と定期自主検査指針（冷凍保安規則関係）KHKS 1850-4 の改正を行った。また、冷凍空調装置の施設基準（KHKS 0302-1、KHKS 0302-2、KHKS 0302-5）の改正に向け検討を行った。

なお、本規格委員会に設置している分科会の概要は、以下のとおり。

- 1) 冷凍空調装置の施設基準検討分科会 冷凍空調装置の施設基準の改正のための原案の作成等を行う。
- 2) 冷凍用圧力容器の溶接基準検討分科会 冷凍用圧力容器の溶接基準の改正のための原案の作成等を行う。
- 3) 冷凍用圧力容器の溶接基準解釈専門分科会 冷凍用圧力容器の溶接基準に関する質疑応答・運用解釈の作成を行う。
- 4) 定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会 保安検査基準・定期自主検査指針に関して寄せられた質問について、質疑応答及び運用解釈の検討を行う。

⑥ 液化石油ガス規格委員会 [保安技術部門]

令和 5 年度は、技術基準整備 3 ヶ年計画（2023～2025 年度）を定め、ホースバンド基準（KHKS 0716）、液化石油ガス用ガス漏れ警報器設置基準（KHKS 0718）、液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準（KHKS 0723）、液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS 0739）、LP ガスバルク充填作業基準（KHKS 0744）の改正等について審議を行った。

なお、本規格委員会に設置している分科会の概要は、以下のとおり。

- 1) 液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 液化石油ガス販売事業者用保安教育指針（KHKS 1701）及び液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS 0739）改正等のための原案の作成を行う。
- 2) バルク関係基準分科会 バルク関係基準の改正等のための原案の作成を行う。
- 3) 液化石油ガス設備設置基準等分科会 液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）の改正等のための原案の作成を行う。
- 4) 液化石油ガス器具等関係基準分科会 液化石油ガス器具等関係基準の改正等のための原案の作成を行う。
- 5) 液化石油ガス法施行規則関係基準解釈専門分科会 液化石油ガス法施行規則関係基準等（6～8）に係るものを除く。）に関する質疑応答・運用解釈の作成を行う。
- 6) バルク関係基準解釈専門分科会 バルク関係基準等に関する質疑応答・運用解釈の作成を行う。
- 7) 液化石油ガス設備設置基準等解釈専門分科会 液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）に関する質疑応答・運用解釈の作成を行う。

8) 液化石油ガス器具等関係基準解釈専門分科会 液化石油ガス器具等に関する基準等に関する質疑応答・運用解釈の作成を行う。

⑦ 供用適性評価規格委員会 [保安技術部門]

令和5年度は、技術基準整備3ヶ年計画(2023～2025年度)を定めた。

令和4年4月1日に高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準(KHK/PAJ/JPCA S 0851)の改正が行われたため、令和5年度は、利用者からの質問があった場合に、必要に応じて解釈の発行を検討することとした。

⑧ 耐震設計規格委員会 [保安技術部門]

令和5年度に、技術基準整備3ヶ年計画(2023～2025年度)を定め、計画に基づき、高圧ガス設備等の耐震設計に関する技術基準について調査審議を行った。令和5年度は、技術基準整備3ヶ年計画に基づき、高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル1、2)解説・評価例のKHKTD 5861、KHKTD 5862、KHKTD 5863、KHKTD 5864を制定した。

上記活動により、令和5年度は、以下の技術基準(KHKS等)について改正等を実施した。

◇改正した技術基準

- ・容器プロトタイプ試験基準(KHKS 0123)
- ・アセチレン容器の安全弁に関する基準(KHKS 0125)
- ・液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準(KHKS 0126)
- ・保安検査基準(冷凍保安規則関係) KHKS 0850-4
- ・定期自主検査指針(冷凍保安規則関係) KHKS 1850-4
- ・保安検査基準(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係) (KHK/JOGMEC S 0850-8)
- ・定期自主検査指針(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係) (KHK/JOGMEC S 1850-8)
- ・液化石油ガス岩盤備蓄基地関係技術文書(KHK/JOGMEC TD 5800)
- ・液化石油ガス用逆止弁付根元バルブ基準(KHKS 0731)

◇廃止した技術基準

- ・液化石油ガス用逆止弁アダプタ基準(KHKS 0732)

◇新たに制定した技術基準

- ・高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル1)の解説(KHKTD 5861)
- ・高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル2)の解説(KHKTD 5862)
- ・高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル1)の評価例(KHKTD 5863)
- ・高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準(レベル2)の評価例(KHKTD 5864)

◇検討した技術基準

- ・圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準(KHKS 0225)
- ・ホースバンド基準(KHKS 0716)
- ・液化石油ガス用ガス漏れ警報器設置基準(KHKS 0718)
- ・液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準(KHKS 0723)
- ・液化石油ガス法施行規則関係技術基準(KHKS 0739)
- ・LPガスバルク充填作業基準(KHKS 0744)

- ・保安検査基準（KHKS 0850）、定期自主検査指針（KHKS 1850）一般則等関係
- ・冷凍空調装置の施設基準（KHKS 0302-1）（フルオロカーボン及び二酸化炭素の施設編）
- ・冷凍空調装置の施設基準（KHKS 0302-2（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）冷凍能力 20 トン未満の施設編））
- ・冷凍空調装置の施設基準（KHKS 0302-5）（特定不活性ガスの施設用）

(3) 詳細基準の審査 [保安技術部門、機器検査事業部門]

技術基準の性能規定化に伴い、これまで省令等に示されていた詳細な技術的事項は例示基準として例示されている。協会は、それぞれの基準に応じて設置された高圧ガス容器規格検討委員会等において、各規格委員会及び業界団体等が作成した詳細基準について審査を行う。この審査の結果は、経済産業大臣に意見具申することにより例示基準として例示される。

① 高圧ガス保安基準検討委員会 [保安技術部門]

一般高圧ガス保安規則・液化石油ガス保安規則・コンビナート等保安規則が性能規定化されたことに伴い、例示基準の改正、追加等を審査するために協会に学識経験者等からなる標記委員会を設置している。

② 冷凍保安基準検討委員会 [保安技術部門]

冷凍保安規則が性能規定化されたことに伴い、例示基準の改正、追加等を審査するために協会に学識経験者等からなる標記委員会を設置している。

③ 高圧ガス容器規格検討委員会 [機器検査事業部門]

容器保安規則が性能規定化されたことに伴い、例示基準の改正、追加等を審査するために協会に学識経験者等からなる標記委員会を設置している。

④ 特定設備基準検討委員会 [機器検査事業部門]

特定設備検査規則が性能規定化されたことに伴い、例示基準の改正、追加等を審査するために協会に学識経験者等からなる標記委員会を設置している。

⑤ 液石法関係基準検討委員会 [保安技術部門]

液化石油ガス法施行規則が性能規定化されたことに伴い、例示基準の改正、追加等を審査するために協会に学識経験者等からなる標記委員会を設置している。

Ⅱ. 1. 5 水素・CCS の社会実装に向けた取組み

[水素センター、保安技術部門、機器検査事業部門他]

協会は、安全・安心な水素社会の実現に向け、これまでに培った技術的知見を活かし、保安と振興の両面から国、地方自治体、事業者等と協働して取り組んだ。また、受託事業、KHKS の作成、材料試験等を確実に実施した。

<関係団体活動への参画及び関係者との連携強化>

令和 4 年 5 月から一般社団法人水素バリューチェーン推進協議会に理事会員として、一般社団法人クリーン燃料アンモニア協会に特別会員として入会し、各種委員会・WG などの活動を中心に参画した。また、それぞれの団体やその会員企業との相談を受けるなど、課題の解決に向けて協力して取り組んだ。

また、水素の社会実装に向けた取組を行っている事業所や研究機関を訪問し、意見交換・見学を行った。

<国の政策への関与>

国における水素基本戦略の改定及び水素産業戦略の策定に向けた検討を行う「水素・燃料電池戦略協議会」に委員として参画し、保安と振興の両面から議論に参加した。

また、第 213 回国会（通常国会）に提出された水素社会推進法案及び CCS 事業法案の作成に先立つ審議会「水素保安小委員会」及び「産業保安基本制度小委員会」にそれぞれ委員として参画し、議論に参加した。（Ⅱ. 1. 4 (1) を参照）

○水素・燃料電池戦略協議会

- ・第 30 回 令和 5 年 4 月 5 日
- ・第 31 回 令和 5 年 4 月 21 日
- ・第 32 回 令和 5 年 5 月 8 日

※水素基本戦略（令和 5 年 6 月 6 日改定）

<水素社会の実現に向けた検討会等への参画>

以下の検討会等に委員、メンバー又はオブザーバーとして参加した。

○ISO/TC197 水素技術標準化委員会（委員）

- ・2023 年度第 1 回 令和 5 年 10 月 17 日
- ・2023 年度第 2 回 令和 6 年 2 月 22 日

○ISO/TC197/SC1 水素技術標準化 SC1 委員会（委員）

- ・2023 年度第 1 回 令和 5 年 10 月 17 日
- ・2023 年度第 2 回 令和 6 年 2 月 22 日

○CO2 輸送に関する実証試験に係る課題検討会（委員）

- ・第 4 回 令和 5 年 10 月 12 日
- ・第 5 回 令和 6 年 3 月 11 日

○国際水素サプライチェーン構築のルール形成戦略に関わる調査研究 有識者検討会（委員）

- ・第 1 回 令和 5 年 11 月 27 日
- ・第 2 回 令和 6 年 1 月 24 日

- ・第3回 令和6年3月13日
- 次世代燃料の利用拡大に備えた安全防災対策に関する検討調査 検討会（委員）
 - ・第1回 令和6年2月9日
 - ・第2回 令和6年3月22日
- 国内水素パイプライン構築に向けたグラウンドデザイン検討調査有識者委員会（メンバー）
 - ・第1回 令和5年12月11日
 - ・第2回 令和6年1月11日
 - ・第3回 令和6年2月20日
 - ・第4回 令和6年3月11日
- グリーンLPガス推進官民検討会（オブザーバー）
 - ・第4回 令和5年7月10日
 - ・第5回 令和5年10月30日
 - ・第6回 令和6年3月4日
- 燃料アンモニア保安対策有識者委員会（オブザーバー）
 - ・第1回 令和6年1月18日
 - ・第2回 令和6年2月15日
 - ・第3回 令和6年3月6日

<国際活動>

水素に関する国際会議への参画や海外規制に関する調査、海外関係機関等との意見交換などを実施した。第6回水素閣僚会議では、水素関連セッションの「Safety regulation, code and standard workshop」を協会が企画・主導して開催した。

○国際会議への参加

- ・2023 Annual Merit Review and Peer Evaluation Meeting（令和5年6月5日～8日、アメリカ バージニア州）
- ・EU Technical Working Group for Seveso Inspections and OECD Working Party on Chemical Accidents (Hydrogen Fuel Risks)（令和5年9月15日、オンライン）
- ・第6回水素閣僚会議（H2EM 2023）（令和5年9月25日、東京）

水素関連セッション「Safety regulation, code and standard workshop」を協会が企画・主導して開催

日時：令和5年9月25日10時30分～11時10分

場所：ホテルニューオータニ（東京） 鳳凰の間（オンライン併用）

実施形式：パネルディスカッション

モデレーター 近藤 賢二（特別民間法人高圧ガス保安協会 会長）

パネリスト 辻本 圭助氏（経済産業省 技術総括・保安審議官）

イ・スプ氏（韓国ガス安全公社 副社長）

パク・ヒジュン氏（韓国ガス安全公社 ガス安全研究院長）

Dr. ピエトロ・モレット氏（欧州委員会 共同研究センター

エネルギー輸送気候局 ユニット長）

聴講者数：約330名（会場参加及びオンライン参加）

- ・ISO/TC197 総会、SC1 総会及び各WG（令和5年11月13日～17日、オーストリア

ウィーン)

- ・グリーンエネルギー産業における労働安全衛生国際シンポジウム -企業の誠実で透明な持続可能な発展- (令和5年12月5日、台湾 台北市)

○海外調査、海外関係機関等との意見交換

- ・水素エネルギーの振興と保安にかかる意見交換会 (令和5年5月4日、台湾 台北市)

※台湾労働部職業安全衛生署、社團法人中華民國工業安全衛生協會、特別民間法人高圧ガス保安協會の共催

- ・韓国ガス安全公社 本社、水素安全ミュージアム及びエネルギー安全実証研究センターの見学 (令和5年6月19日、韓国 忠清北道、江原道)
- ・韓国ガス安全公社との意見交換 (令和5年6月21日、韓国 ソウル)
- ・南アフリカ共和国 科学イノベーション省、大使館との意見交換 (令和5年8月29日、協会)
- ・南アフリカ共和国 高等教育訓練省との意見交換 (令和5年9月26日、協会)
- ・中華民國工業安全衛生協會との意見交換 (令和5年10月26日、協会)

Ⅱ. 1. 6 研究開発と試験、解析等の受託

(1) 協会技術基盤の強化 [総合研究所]

- ① 自主基準の策定等、保安対策の合理化に寄与するような実践的な調査研究を自主的に推進し、基準策定等に必要となる根拠の明確化に重点的に取り組んだ。また、研究員を協会外の研究委員会や学会等に積極的に参加させることにより、研究者として活動強化を図ると共に、業界のニーズ及び最新の技術動向を的確に把握し、先導的な調査研究を実施した。
- ② 民間企業等からの各種材料試験、容器の性能試験、FEM 解析等を用いた受託研究及び受託試験を積極的に行った。

令和 5 年度の受託実績は 9 件（17 件）であった。

(2) 時代に即応した研究所の活用 [総合研究所]

民間企業等からの受託試験や受託研究の拡大を図りつつ、一般高圧ガス・LP ガスに係る保安対策を主とし、時代の要請を踏まえた調査研究を遂行するため、民間企業等からの幅広い試験ニーズを把握する観点のもと、民間企業、関係団体等に対する PR 活動の一環として、見学者の受入を実施した。令和 5 年度の受入実績は以下のとおり。

◇見学者所属機関等

- ・行政機関：5 機関
- ・大学関係：2 校
- ・研究機関：1 機関
- ・企業：1 社

◇見学者受入人数：延べ 48 名

(3) その他 [保安技術部門]

LP ガスの保安のために必要な調査の実施及び委託研究を通じて得られた成果について講習会を通じて周知を行った。

Ⅱ. 1. 7 LP ガス保安対策推進事業

[保安技術部門]

(1) 液化石油ガス設備等の技術審査

① 大臣特認に係る事前審査

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に係る大臣特認のための事前審査に該当する案件はなかった。

② 液化石油ガス器具の安全性審査

新しく開発された液化石油ガス器具に係る安全性審査に該当する案件はなかった。

(2) LP ガス消費者に対する保安啓発活動の実施

LP ガス安全委員会（LP ガス関連団体 17 名、関連省庁 4 名、消費者団体 2 名、計 23 名で構成）の事務局を務め、パンフレット、LP ガス保安ガイド、ポスター、ホームページ等により、一般消費者等に対する保安意識の向上、事故防止の保安啓発を行うとともに、各都道府県 LP ガス協会等が行う LP ガス消費者を対象とした保安啓発活動の支援事業を実施した。また、10 月に LP ガス消費者保安キャンペーンを展開するとともに、LP ガス消費者保安推進大会において保安優良 LP ガス販売店等を表彰した（詳細後述 Ⅱ. 2. 3 (7)）。

(3) 説明会等の開催

経済産業省等から受託した研究開発等の成果及び最新の保安情報を広く LP ガス業界等へ周知するための説明会を実施した（詳細後述 Ⅱ. 2. 3 (8)）。

(4) 配管用フレキ管講習修了者の登録

一般ガス事業者が実施する配管用フレキ管に係る講習を修了した液化石油ガス設備士の登録を行った。

◇令和 5 年度の登録実績 49 名 (1)

(5) 大規模化する水害等の自然災害への対応

水害等の自然災害への対応として、LP ガス容器流出等に対する注意喚起を Web サイトから発信するとともに、LP ガス販売事業者等へ LP ガスに係る被災状況等の情報提供を行った。

Ⅱ. 1. 8 高圧ガス保安のスマート化への対応

協会は高圧ガス保安の実務を担う立場から、経済産業省と協働して高圧ガス保安のスマート化に対応し、業務を確実に実施し、制度の定着を図った。

(1) ファスト・トラック制度 [保安技術部門、機器検査事業部門]

新技術を迅速に導入することを目的として、協会による評価制度を事業者にとってより利便性の高いものへと発展させ、平成 28 年 12 月より本格運用を開始した。

(2) スーパー認定制度及び自主保安高度化事業者認定制度 [保安技術部門]

自主保安の更なる高度化と裾野の拡大のため、スーパー認定事業者制度及び自主保安高度化事業者認定制度の運用を平成 29 年度より開始した。

自主保安高度化事業者制度については、令和 5 年 12 月 21 日に開放検査周期の延長を可能とする省令等の改正が行われた。

令和 5 年度は、スーパー認定事業者の認定調査 5 件、自主保安高度化事業者の認定調査 1 件を実施した（再掲 詳細 Ⅱ.1.1 (1) ②, ③）。

(3) 改正高圧ガス保安法における新たな認定制度 [総務・企画部門、保安技術部門]

また、令和 4 年 6 月 22 日に公布された改正高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について、経済産業省と緊密な連携を取りつつ、省令、通達等の改正案の検討や事業者・自治体向けの説明会を実施し、令和 5 年 12 月 21 日に改正高圧ガス保安法が施行され、新たな認定制度として認定高度保安実施者制度の運用が開始された。

Ⅱ. 1. 9 受託事業

経済産業省、民間団体等から、高圧ガスの保安の確保のために必要な業務を受託しており、令和 5 年度は以下の事業を実施した。

(1) 石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（経済産業省からの受託）

① 高圧ガス保安法に関する国家試験等の CBT 化に向けた検討

[試験・教育事業部門]

令和 4 年度に実施した石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（高圧ガス保安に係る国家試験等の実施方法の在り方について）において、高圧ガス保安法の国家試験等を非 PBT 方式で実施する場合の具体的提案が行われ、この提案内容を踏まえたパイロットテスト実施の必要性が指摘された。

これにより、本事業では CBT 方式を念頭においた非 PBT 方式による高圧ガス保安に係る国家試験等のパイロットテストを行い、高圧ガス保安に係る国家試験等を非 PBT 方式で実施するにあたっての課題を整理した。

② 高圧ガス設備耐震設計手法のさらなる高度化に向けた調査研究 [保安技術部門]

今後想定される大規模地震に対する高圧ガス設備の耐震性向上のため、令和 4 年度調査研究に続き、サイトスペシフィックな耐震設計に係る耐震設計手法のさらなる高度化に向けた調査研究を行った。検討内容は、以下のとおり。

- 1) 液状化対策方法に関する検討
 - ・液状化対策工法の高圧ガス設備への適用性に関するケーススタディ
- 2) サイトスペシフィック地震動を適用した耐震設計に関する検討
 - ・4 コンビナート地区の標準波の検討
- 3) レベル 2 耐震性能評価法の見直しに関する検討
 - ・応力解析
 - ・ノズル部評価
 - ・接合部評価
 - ・許容塑性率評価
 - ・平底円筒形貯槽
- 4) その他の検討
 - ・免震・制振技術に関する検討

③ 石油精製プラント等の事故情報調査 [保安技術部門]

高圧ガスによる事故の統計処理を行う（高圧ガス関係事故年報及び事故事例データベースのとりまとめを含む）とともに、保安対策上広く展開することが有用と認められるものについて、原因及び類型化の調査を行い、再発防止のための効果的な対策を講じ、教訓を加えてその内容の周知を行った。

また、石油精製プラントの安全操業を確保するため、石油精製プラント等における高圧ガス事故（令和 4 年度以降に発生した事故の内、15 件*）について調査を行い、再発防止のための効果的な対策について検討し、事故概要報告書としてとりまとめ、周知を行った。

高圧ガス事故の報告のあり方については、高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領で規定された次の4つについて、過去30年間の事故事例を整理、分析し、今後同様に扱うべき事故事例、今後は別の選択肢で扱うべき事故事例を検討し、結果を取りまとめた。また、都道府県知事等、事業者の参考となるように、過去3年の実際の高圧ガス事故の報告の中から適切な報告例および不適切な報告例を含めた報告書を取りまとめた。

- ・事象「高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。」
- ・事象「その他」
- ・事故発生原因「その他」
- ・規制対象別「その他」

重大事故等の調査として、令和5年10月20日に滋賀県で発生した事故、令和5年10月25日に愛媛県で発生した高圧ガス事故、令和5年11月8日に大分県で発生した事故について、現地調査を実施した。

高圧ガス事故防止のためには、事故、トラブルを題材とした視聴覚資料を作成、広く周知することが有効と考えられるため、過去に発生した事故、トラブルのうち、石油精製業等に対し教訓としての価値が高いと思われる国内で発生した高圧ガス事故2件を抽出し、実際の映像、CG映像などにより事故を再現した2つの視聴覚資料を作成した。

高圧ガス保安の実施状況調査として、高圧ガス認定（完成・保安）検査実施者（83事業所 令和5年4月現在）のうち、14事業所に対して、認定検査実施者告示等の認定基準に則した保安管理システムの確立及び継続的改善の状況、パフォーマンス向上状況等の観点から調査を行った。また、本調査内容に基づき、改善を要する事項及び評価できる事項について取りまとめた。

※国（経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室）又は協会が不特定多数に公開することについて、事故を起こした事業者の了解を得られなかったため、事前に国（経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室）に相談のうえ、非公開とすることについて承認を得た1件を含む。

④ 特定設備検査規則等の例示基準の最新の引用規格の技術動向の調査

[機器検査事業部門]

各省令の例示基準では日本産業規格等の規格が引用されているが、引用規格の年版等の見直しは長く行われていないことから、令和2年度より引用規格の年版等の見直しに係る調査を行ってきた。

今年度は、特定設備検査規則の例示基準（別添2～別添5）並びに容器保安規則及び国際相互承認に係る容器保安規則の全ての例示基準について調査を行った。

具体的には、各例示基準中の引用規格の改廃状況を調査し、現行の引用規格と最新版の引用規格の規定の比較を行った。比較結果に基づき引用規格の年版等の見直しの対応案を検討し、例示基準の改正に資する資料として取り纏めた。

⑤ 高圧ガス分野の新たな認定制度の検討に向けた調査 [保安技術部門]

新認定制度の運用に必要な政令、省令等の整備に必要な準備として、令和4年6

月 22 日の改正高圧ガス保安法を踏まえ改正が必要となる政令、省令等の抽出、新認定制度の認定要件・審査方法・特例措置等に係る詳細検討、自主保安高度化事業者制度の取扱いなどについて令和 4 年度に検討し、令和 5 年度は経済産業省と緊密な連携を取り、令和 5 年 12 月 21 日の施行までに政省令の改正、通達の改正等の検討や事業者・自治体向けの説明会等を行った。

(2) 新エネルギー等の保安規制高度化事業（経済産業省からの受託）

① 新エネルギー技術等の安全な普及のための高圧ガス技術基準策定

1) 燃料電池自動車等に関する水素関連技術の安全性の評価・基準の検討

[保安技術部門、機器検査事業部門]

- ・規制改革実施計画、関係業界団体等の要望を踏まえ、遠隔監視水素スタンドと保安監督者の兼任を同時に実現することについて、遠隔監視水素スタンド及び保安監督者の兼任スタンドそれぞれの運用実態調査を行った。また、調査結果を踏まえ、現状及び遠隔監視水素スタンドと保安監督者の兼任の同時実現に関する課題等についてとりまとめた。
- ・令和4年6月に改正された高圧ガス保安法に基づく政省令、告示、通達等の改正を踏まえ、燃料電池自動車関連規制の見直しに関する解説動画を作成した。
- ・燃料電池自動車の世界統一基準（GTR13）及び国連規則（UNR134）の議論進展に関する動向調査を行った。
- ・高圧ガス保安法全般に係る規制見直し項目（試験研究施設に係る軽微な変更の工事のあり方及び運用等）について、規制見直しの前提条件、課題等を整理し、規制の見直し案等を取りまとめた。等）

2) 水素スタンド立地地方自治体における審査業務等の執行状況調査

[保安技術部門]

水素スタンド等に関する許認可等に係る高圧ガス保安法の運用について、以下の内容等に関する情報共有を図った。

- ・審査基準の統一的な運用の検討
- ・よくある問合せ事項、判断に困難を要した事項等・今後想定される新たな課題等

② 冷凍設備への低 GWP 冷媒の安全使用に係る調査・検討 [保安技術部門]

エアコンやショーケースなどの設備の冷媒として使用されるフロンについては、オゾン層破壊効果がなく、地球温暖化効果が低い冷媒（以下「低GWP冷媒」という。）の普及を促進しているところである。

令和5年度では、指定設備と冷凍保安責任者不要の冷凍設備を対象に、法の関係省令等に規定する要件などのあり方について調査を行った。また、令和4年度にとりまとめたガイドラインの要点について、今年度検討した内容も盛り込み検討し、当該ガイドラインを通達等で引用することなどを想定した整理、見直しを行った。

(3) 石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（経済産業省からの受託）

① 安全技術普及事業 [保安技術部門]

事故再発防止を図るため、高圧ガス保安法及びガス事業法に基づき提出される事故報告書を基に、事故情報を取りまとめた。また、事故の発生原因別等にデータを整理し、これらの事故が普遍の事故であるか特殊な事故であるか、また、重大事故か軽微なものかを類型化し、特に重大事故に発展する可能性のリスク分析等を行い、予防的対応を含めた事故防止に資する対策等を検討した。また、緊急時対応等の保安業務のあり方の検討、災害対策マニュアルの更新作業、浸水地域における供給設備の改善に関する DVD の作成を行った。

② LP ガス保安規制に関する調査検討 [保安技術部門]

社会構造の変化、事故の傾向や技術進歩などの液化石油ガス販売事業等の取り巻く環境の変化を踏まえて、LP ガス事故の低減及び保安規制の高度化・合理化を目的とした保安規制のあり方から制度の見直しに関する調査および検討を行った。具体的には、保安規制の高度化・合理化に向けた検討調査として、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための 5 つの原則への対応等に関してデジタル庁の進捗に応じて検討を行うとともに、保安に係るテキストの修正、自主保安に係る申告書及びチェックシートの取りまとめ、液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の支援を行った。

(4) 競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発/共通基盤整備に係る技術開発/水素社会構築に向けた鋼材研究開発

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの受託）

[保安技術部門、総合研究所]

水素ステーション用の鋼材として市中に流通する汎用材の使用が望まれているため、新たな水素特性判断基準の導入することを目的として、以下の検討を行った。

- ・汎用ステンレス鋼の使用可能範囲拡大に関する研究開発
- ・汎用ステンレス鋼冷間加工材に関する研究開発
- ・汎用ステンレス鋼溶接材に関する研究開発

※本調査研究は、国立大学法人九州大学、愛知製鋼株式会社、一般財団法人金属系材料研究開発センター（JRCM）、大同特殊鋼株式会社、株式会社 TVE、株式会社デンソーとの共同研究である。

(5) 石油ガス岩盤備蓄基地に係る保安検査等操業実績確認検討業務

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構からの受託）

[保安技術部門]

石油ガス岩盤備蓄基地（波方基地及び倉敷基地）において、今後のより効果的かつ効率的な保安検査及び定期自主検査の実施に繋げていくことを目的として、「石油ガス岩盤備蓄基地に係る保安検査等操業実績確認検討業務委員会」を設置し、以下の検討を行った。

- ・保安検査受検状況の整理・確認（水封機能の評価含む）
- ・定期自主検査結果等の整理・確認（水封機能の評価含む）
- ・非破壊検査結果の確認・配管堅坑内金属管等の目視検査結果の確認

・岩盤備蓄基地の設置後から約10年が経過したことに伴う検討結果の総括

(6) 産業保安等技術基準策定研究開発等事業（経済産業省からの受託）

① 高圧ガス保安に関する研修及び表彰 [総務・企画部門]

高圧ガス保安法研修の運営管理等を実施した。また、高圧ガス保安経済産業大臣表彰に係る推薦類の記載項目のチェック、審査会資料の作成、表彰式の準備、運営等を実施した。

② 高圧ガス容器に関連する規制等の見直し等調査

[機器検査事業部門、総合研究所]

自動車燃料装置用の高圧ガス容器に関する国際基準（GTR13及びUNR134）の見直し内容について調査し、その内容を明らかにした。その上で、高圧ガス保安法上の関連法令に取り入れるべき内容について、整理・分析・明確化し、改正事項の素案を作成した。また、国際基準の取り入れに際して、他法令や関係国間の協定等への影響についても調査の上、明らかにした。

(7) 燃料電池鉄道車両における高圧ガス保安法令及び鉄道関係法令の規制状況整理及び今後の方向性調査（国土交通省からの受託）

[水素センター、保安技術部門、機器検査事業部門]

燃料電池鉄道車両を巡る規制について、安全面を確保しつつより合理的な制度を目指すため、鉄道関係法令及び高圧ガス保安法令の両法令における今後の技術基準や手続きのあり方等の課題について整理を行った。

(8) 競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業/総合調査研究/水電解装置に関連する法規制等の課題整理に係る調査

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの受託)

[水素センター]

水電解による水素製造装置を対象に、関連する法規制の現状課題について、水電解装置メーカー、ユーザー双方の立場から明らかにするとともに、水電解装置に適用されるべき法規制及び基準を明確化し、あるべき法規制等のガイドラインの骨子を作成するため、「水電解装置に関連する法規制等の課題整理に係る調査検討委員会」を設置し、検討を行った。

(9) 競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業/大規模水素サプライチェーンの構築に係る技術開発/大型液化水素貯槽からの大量漏洩・拡散等のシミュレーション手法の開発及び設置基準の整備に向けた調査研究

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの受託)

[水素センター]

大規模水素サプライチェーンの構築のために国内受入基地の貯槽の大型化が不可欠であり、安全性を確保しつつ円滑に社会実装するために、液化水素が貯槽から大量に漏洩した際の周辺地域への影響の評価手法を確立するとともに、大型液化水素貯槽の設置を考慮した保安基準の整備を行うため、「大型液化水素貯槽設置基準等検討委員会」を設置し、検討を行った。

※本調査研究は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立大学法人横浜国立大学との共同研究である。

Ⅱ. 1. 10 法定講習事業（特別勘定1）

[試験・教育事業部門]

(1) 法令に基づく講習及び検定

- ① 高圧ガス保安法では、高圧ガス製造事業所に、処理設備の種類及び規模並びに製造するガスの種類に応じ、所定の高圧ガス製造保安責任者免状を所有する者等で構成する保安管理組織の設置を義務付けている。この資格者養成のため、資格の種類に応じた9種類の講習と、この保安管理組織の構成員に対する3種類の再講習（義務講習）を実施した。また、所定のガスを販売する高圧ガス販売所には販売主任者、所定の高圧ガスを所定量以上移動する場合等には移動監視者、さらに、所定の高圧ガスのある規模以上貯蔵して消費する場合等には特定高圧ガス取扱主任者がそれぞれ必要とされている。令和5年度もこの資格者養成のための4種類の講習を実施した。
- ② 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係では、配管設備の工事に係る液化石油ガス設備士の資格取得のための講習及びこの資格者に対する再講習、販売事業に係る業務主任者に対する再講習、供給設備への液化石油ガスの充てんに係る充てん作業者の資格取得のための講習及びこの資格者に対する再講習並びに供給設備及び消費設備の点検・調査に係る保安業務員、調査員の資格取得のための講習を実施した。
- ③ 平成9年の法改正等により、それまで3年毎の受講が義務付けられていた再講習（義務講習）は、受講サイクルが延長され、2回目以降の受講は5年毎となった。このため、受講者が集まる年度と新規受講義務者しか集まらない年度に二分されることとなった。令和5年度は、再講習受講者が大きい山の年の2年目にあり、受講申込者数は昨年度と同規模の申込だった。

(2) 講習・検定等の実績

講習の総受講者数のうち、義務講習については平成9年の法改正時の規制緩和により受講サイクルが3年から5年に延長されたことから、過去5年間の受講者数には、周期的な増減がある中で、42,226名（42,535名）の申込みが、また、資格講習については43,022名（42,209名）の申込みがあった。この結果、合計で85,248名（84,744名）の講習申込者数となった（自主保安講習を含めた講習会総計では88,097名（87,399名））。

令和5年度の講習の種類毎の実績は、次のとおりである。

〔法令に基づく講習及び検定〕

講習の種類			実施回数 (回)	申込者数 (名)	受講者数 (名)	受検者数 (名) ※2	合格者数 修了者数 (名) ※3	合格率 (%)
製造講習（9種類）			15 (15)	23,008 (22,781)	21,805 (18,718)	20,190 (17,720)	8,024 (8,385)	39.7 (47.3)
販売講習（2種類） 業務主任者の代理者			5 (5)	5,590 (5,003)	5,191 (4,038)	5,010 (3,907)	2,749 (2,344)	54.9 (60.0)
移動監視者講習			4 (4)	2,467 (2,092)	2,295 (2,019)	2,191 (1,997)	1,708 (1,793)	78.0 (89.8)
特定高圧ガス 取扱主任者講習			10 (10)	1,279 (1,048)	1,254 (998)	1,246 (981)	1,173 (908)	94.1 (92.6)
液化石油 ガス設備士	第二 (講習)		4 (4)	3,720 (4,189)	3,645 (4,091)	3,601 (4,019)	2,207 (2,258)	71.6 (56.1)
	第二 (技能)		4 (4)	2,664 (2,716)		2,608 (2,659)	(2,008)	78.0 (75.5)
	第三 (講習)		4 (4)	140 (147)	136 (145)	134 (138)	96 (82)	71.6 (59.4)
	第二 (技能)		4 (4)	113 (91)		112 (90)	91 (73)	81.0 (81.1)
	特別講習		0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	
充てん 作業者講習 ※1	科目 免除 なし	座学	17 (17)	340 (310)	338 (304)	338 (291)	320 (269)	(92.49)
		実習	16 (16)	306 (262)	306 (262)		修了者数 306 (262)	
	科目免除 あり		14 (14)	68 (62)	66 (62)	58 (62)	58 (60)	(96.8)
保安業務員講習			3 (3)	2,843 (3,019)	2,758 (2,935)	2,758 (2,934)	2,666 (2,789)	96.7 (95.1)
調査員講習			1 (1)	484 (489)	476 (476)	476 (476)	401 (407)	84.2 (85.5)
小 計			101 (101)	43,022 (42,209)	38,270 (31,048)	44,398 (35,274)	21,833 (21,638)	

※1 回数は、延べ回数。

※2 受検者数は、検定試験対象者のみ。

※3 合格者数・修了者数は、科目免除による修了者を含む。

〔再講習〕

講習の種類	実施回数 (回)	申込者数 (名)	受講者数 (名)	受検者数 (名)	合格者数 修了者数 (名)	合格率 (%)
製造関係再講習 (3種類)	12 (8)	7,806 (8,341)	7,806 (7,552)		7,576 (7,552)	
液化石油ガス設備士 (再講習)	5 (5)	22,799 (23,189)	22,799 (20,870)		21,867 (20,870)	
業務主任者講習	4 (4)	9,869 (9,186)	9,869 (8,267)		9,393 (8,267)	
充てん作業再講習	2(1)	1,752 (1,819)	1,752 (1,637)		1,714 (1,637)	
小 計	23 (18)	42,226 (42,535)	42,226 (38,326)		40,550 (38,326)	

(3) インターネットによる申込

受講者の利便性の向上と講習事務の合理化・効率化を図るため、インターネットによる法定講習の申込を受け付けている。

令和5年度の利用実績は、次のとおりであった。

◇年間利用率 98.7% (95.7)

Ⅱ. 1. 1 1 資格試験等事業（特別勘定 2）

[試験・教育事業部門]

(1) 資格試験

高圧ガス保安法第 31 条の 2 第 1 項及び液化石油ガス法第 38 条の 6 第 1 項の規定に基づき、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験並びに液化石油ガス設備士試験に係る試験事務が経済産業大臣及び各都道府県知事から当協会に委譲され、昭和 62 年度から実施している。

令和 5 年度は、令和 5 年 11 月 12 日 に筆記試験、12 月 3 日（山形会場及び富山会場は 12 月 4 日）に技能試験（液化石油ガス設備士のみ）を実施した。

試験地は、高圧ガス製造保安責任者試験のうち、甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状に係るもの（大臣試験）については、札幌市、仙台市、東京都（23 区）、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市の 9 市区において、その他の試験（知事試験）は各都道府県（61 市区町村）において実施した。

① 試験実施日

- 1) 高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験並びに液化石油ガス設備士筆記試験 令和 5 年 11 月 12 日に実施
- 2) 液化石油ガス設備士技能試験 令和 5 年 12 月 3 日（山形会場及び富山会場は 12 月 5 日）に実施

② 出願者数

大臣試験（3 種類）の出願者数及び知事試験（9 種類）の出願者数は、大臣試験が 4,254 人（4,833 人）、知事試験が 44,175 人（45,625 人）、合計で 48,429 人（50,458 人）であった。

③ 資格試験の実績

令和 5 年度の試験の種類毎の実績は次のとおりであった。

試験の種類	出願者数 (人)	受験者数 A(人)	合格者数 B(人)	合格率 B/A (%)
〔大臣試験〕				
甲種化学	1,123 (1,260)	954 (1,068)	609 (659)	63.8 (61.7)
甲種機械	1,644 (1,823)	1,340 (1,541)	719 (868)	53.7 (56.3)
第一種冷凍機械	1,487 (1,750)	1,148 (1,411)	691 (903)	60.2 (64.0)
大臣試験 計(A)	4,254 (4,833)	3,442 (4,020)	2,019 (2,430)	58.7 (60.4)
〔知事試験〕				
乙種化学	2,577 (2,694)	2,315 (2,400)	964 (1,060)	41.6 (44.2)
乙種機械	5,520 (5,635)	4,812 (4,923)	1,787 (2,074)	37.1 (42.1)
丙種化学（液石）	3,718 (3,852)	3,184 (3,286)	1,340 (1,184)	42.1 (36.0)
丙種化学（特別）	5,404 (5,389)	4,937 (4,926)	2,771 (2,657)	56.1 (53.9)
第二種冷凍機械	3,196 (3,612)	2,559 (2,976)	1,155 (1,365)	45.1 (45.9)
第三種冷凍機械	11,345 (11,795)	9,487 (9,731)	4,497 (3,149)	47.4 (32.4)
第一種販売	3,134 (3,079)	2,811 (2,797)	1,527 (1,546)	54.3 (55.3)
第二種販売	7,791 (7,942)	7,198 (7,291)	3,627 (3,979)	50.4 (54.6)
液化石油ガス設備士	1,490 (1,627)	1,785 (1,480)	412 (540)	36.8 (36.5)
知事試験 計(B)	44,175 (45,625)	39,088 (39,810)	18,080 (17,554)	46.3 (44.1)
合 計(A)+(B)	48,429 (50,458)	42,530 (43,830)	20,099 (19,984)	47.3 (45.4)

④ インターネット申込

受験者の利便性の向上と試験事務の合理化・効率化を図るため、平成17年度の試験受付からインターネットによる申込を実施している。

令和5年度の利用実績は、次のとおりであった。

◇インターネット申込の利用率 96.0% (94.3)

(2) 免状交付事務

高圧ガス保安法第 29 条の 2 第 1 項及び液化石油ガス法第 38 条の 4 の 2 第 1 項の規定に基づき、高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する免状交付事務について、経済産業大臣及び道府県知事から委託を受けて免状の交付事務を行った。

令和 5 年度の交付実績は 24,096 件（22,699 件）であったが、その内訳は次のとおりであった。

① 高圧ガス製造保安責任者免状交付事務（経済産業省からの受託）

高圧ガス製造保安責任者試験のうち、大臣試験（甲種化学、甲種機械、第一種冷凍機械）に合格した者に対して、合格者の交付申請に基づき大臣が発行する免状の交付事務を実施した。

◇大臣免状交付実績 2,031 件（2,414）

② 高圧ガス製造保安責任者等免状交付事務（45 都道府県からの受託）

高圧ガス製造保安責任者試験等のうち、知事試験（乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械、第一種販売、第二種販売及び液化石油ガス設備士）に合格した者に対して、合格者の交付申請に基づき知事が発行する免状の交付事務を実施した。

◇知事免状交付実績 22,065 件（20,285）

Ⅱ. 1. 1 2 その他の活動

(1) LP ガスタンクローリ事故防止委員会による自主点検活動の推進 [保安技術部門]

日本 LP ガス協会、一般社団法人全国 LP ガス協会、一般社団法人日本エルピーガスプラント協会、公益社団法人全日本トラック協会及び協会で組織する LP ガスタンクローリ事故防止委員会の事務局として、LP ガスタンクローリの保安関係機材等の整備状況についての所有者による自主点検活動を推進した。

◇令和 5 年度の実績 点検車両数 3,871 台 (3,910)

(2) 国際標準化活動への対応 [機器検査事業部門]

① ISO/TC58 の国際標準化活動への対応

ISO/TC58（ガス容器専門委員会）の国内審議団体としてガス容器に係る国際標準化活動への対応を行っている。

令和 5 年度は、FDIS 11623 (Edition 3) (Gas cylinders - Composite cylinders and tubes - Periodic inspection and testing) 等の規格案について回答を作成した。

② ISO/TC220 の国際標準化活動への対応

ISO/TC220（極低温容器専門委員会）の国内審議団体として極低温容器に係る国際標準化活動への対応を行っている。

令和 5 年度は FDIS 21011 (Edition 2) (Cryogenic vessels - Valves for cryogenic service) 等の規格案について回答を作成した。

Ⅱ. 2 サービスの向上と積極的な情報提供

Ⅱ. 2. 1 保安情報の収集、提供

(1) 高圧ガス事故の調査、事故事例データベースの提供 [保安技術部門]

高圧ガス事故災害に対して、事故発生直後から行政機関等と協力して、現場検証への参画、早期の段階での事故に関する注意喚起を迅速に行った。さらに必要に応じ現場調査、関係者へのヒアリングなどを行い、情報収集に努めるとともに精度の高い事故解析を実施した。その解析結果に基づき、事故から得られた教訓、再発防止策などについて積極的に情報発信を行った。また、昭和40年から令和5年までの高圧ガス保安法関係事故等について、検索及び統計処理が可能な事故事例データベースを公開・提供し、事故事例の共有化と教材化を推進した。

(2) 海外の水素・CCS 関連機関への加盟 [水素センター]

世界的なクリーン水素需要の高まりを受けて国際的な大規模水素サプライチェーンの構築が求められる中で、安全・安心な水素社会の実現のためには、海外における水素の事故事例や技術動向などの保安に資する情報収集網を拡大し、迅速な情報収集を行う必要がある。そのため、国際的な水素の保安を推進する目的で設立された非営利機関「Center for Hydrogen Safety, CHS」、水素の安全性に関する知見の普及推進を目的とした非営利団体「International Association for Hydrogen Safety, HySafe」に加盟した。また、CO₂の回収・貯留（CCS）技術の普及促進を目的とした国際的なシンクタンク「Global CCS Institute」へも加盟手続き中である。

Ⅱ. 2. 2 広報活動の推進、機関誌等による情報発信

(1) 情報提供の推進 [総務・企画部門、試験・教育事業部門他]

顧客目線での情報発信ツールの整備・充実に次のとおり努め、協会の事業活動、高圧ガスの保安に関する各種情報及び行政機関からの周知事項等について、広報活動を積極的に展開した。

① 協会ホームページによる情報発信

ウェブ更新システムを活用し、スピーディーな情報発信とコンテンツの改善を行った。台風、大雨、豪雪、地震などの災害時における高圧ガス施設への注意喚起など災害対応に加え、特に能登半島地震の発生を受け流出した高圧ガス容器に関する注意事項の情報を積極的に発信した。

② メール配信サービス「KHK-Friends」の配信

潜在的な需要の発掘や、既存事業の底上げに役立てるため、会員及び登録した顧客あてに幅広い情報をメール配信した。

令和5年度からは、KHK 技術基準の制定・改正状況等についても情報提供を開始した。

③ 情報発信力の強化

協会の情報発信力の強化の一環として、平成 31 年 3 月に策定したプレスリリースのルールに基づいて、積極的に情報を発信することにより、協会のプレゼンス向上に努めた。

◇プレス発表：計 5 回、協会からの発信に係る業界紙等掲載件数：計 22 件

④ 協会の出版物を分かり易く紹介する出版目録等の作成

新規出版物や、法規集、KHKs 等の改訂情報が把握しにくいなどの声に応えるものとして平成 30 年度から作成を開始。本年度も引き続き実施（ホームページに同様の内容を公開）。

⑤ 資料室の情報提供活動

◇図書更新

- ・図書（JIS 規格票含む） 172 冊（214）
- ・定期刊行雑誌 59 件（60）

◇コピーサービス 53 件（23）

(2) 会員向け情報発信サービスの充実 [総務・企画部門、試験・教育事業部門]

情報機関誌「高圧ガス」を発行することにより、会員のニーズに沿った高圧ガスの保安情報を提供するとともに、協会事業活動に関する情報を発信した。また、特集記事等については会員専用の Web サイトでも公開した。

◇発行部数 年間延べ 42,600 部

◇編集委員会 3 回開催

(3) 水素関連の情報提供 [水素センター、保安技術部門他]

① 水素利用の安全確保に関する情報提供

水素サプライチェーンの構築に向けた取組みが進む中、事業者等からの水素に関連する相談等に水素センターを中心に、適切に対応した。

② 水素関連情報に係るサイトの整備

水素エネルギーに関する情報を広く収集し、水素の基本的な特性、水素に係る高圧ガス関連規制・基準等、過去の水素関連調査研究内容などを提供するための水素関連情報に係るサイトを公開している。

(4) ISO 審査関連の情報提供 [ISO 審査センター]

KHK-ISO letter は被認証組織へ重要情報を直接届け、コミュニケーションを深めるツールとして平成 26 年 3 月に創刊したもので、令和 5 年度は、令和 5 年 6 月 27 日に通巻 29 号を、令和 5 年 11 月 6 日に通巻 30 号を、令和 6 年 1 月 25 日に通巻 31 号を発行し、全ての被認証組織へ配布した。

令和 5 年度は、昨今明らかになる品質不祥事例を教訓として捉え、マネジメントシステムの構築・運用効果によるコンプライアンスの強化について紹介するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）をめぐる最新動向等、本業の成果向上に結び付ける ISO

マネジメントシステムの改革、関連する法規制等の改正情報など、被認証組織の関心事に焦点を当てた情報を掲載した。

また、ISO 審査センターの Web サイトを令和 3 年 4 月から刷新し、新たに認証取得を希望する企業や他の認証機関からの移転を検討する企業からの問い合わせや見積請求の仕方をわかりやすく、また、気軽にできるよう工夫するとともに ISO 審査センター及び主要な支部に設置した相談窓口を活用し、引き続き問い合わせにきめ細かく対応した。

(5) 外国企業向け相談窓口 [総務・企画部門]

海外からの高圧ガスに関する問合せに対応するための相談窓口を引き続き運営した。

(6) 海外における高圧ガス関連規制状況調査及び発信活動提供の強化

[総務・企画部門]

高圧ガス保安の中核機関として、海外における高圧ガス関連規制状況の調査を強化し、積極的に情報発信を行った。

① 協会業務の国際化に対応するための各国際会議への参加

以下の国際会議に参加した。

◇出張

- ・ DOE Annual Merit Review (米国、令和 5 年 6 月 4 日～11 日)
- ・ ISO TC197 総会及び各 WG (オーストリア、令和 5 年 11 月 11 日～18 日)
- ・ グリーンエネルギー産業労働安全衛生国際シンポジウム (台湾、令和 5 年 12 月 3 日～5 日)

◇オンライン

- ・ ASME コードウィーク (令和 5 年 8 月 8 日～10 日、令和 6 年 2 月 6 日～8 日)
- ・ OECD Working Group on Chemical Accidents 会合 (令和 5 年 10 月 24 日～26 日)

◇セミナーの企画

- ・ 第 6 回水素閣僚会議における関連セッション (水素保安の規制・法制・規格) をモデレート (東京、令和 5 年 9 月 25 日)

② 制度・実態調査

1) 自主事業

(実績なし)

2) 受託事業

- ・ 73rd Session of GRSP (スイス、令和 5 年 5 月 15 日、16 日)
- ・ 水電解装置に係る調査 (ドイツ、オランダ、令和 5 年 11 月 4 日～12 日)

また、オンラインで開催された、以下の国際会議に参加した。

- ・ 12th Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 5 年 4 月 27 日)
- ・ 13th Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 5 年 5 月 12 日)

- ・ 14th Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 5 年 7 月 10 日、11 日、12 日)
- ・ 15th Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 5 年 8 月 28 日)
- ・ 16th Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 5 年 9 月 7 日)
- ・ 17th Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 5 年 10 月 5 日)
- ・ 18th Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 5 年 11 月 2 日)
- ・ 19th Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 5 年 12 月 19 日)
- ・ 20th Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 6 年 1 月 23 日)
- ・ 21st Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 6 年 2 月 21 日)
- ・ 22nd Meeting of GRSP Task force on the transposition of GTR 13 Phase2 to UN-R 134 (令和 6 年 3 月 27 日)

③ 海外諸機関等への技術協力・交流等

1) 海外への協力（派遣）

（実績なし）

2) 海外への協力（受入）

以下の来訪者を受入れ、意見交換などを行った。

- ・ 韓国産業通商資源部および韓国ガス安全公社（KGS）（保安機関について。令和 5 年 4 月 19 日）
- ・ 南アフリカ政府関係者（水素保安について。令和 5 年 8 月 29 日及び 9 月 26 日）
- ・ KGS（認定事業者制度について。令和 5 年 10 月 31 日）
- ・ 韓国産業通商資源部および KGS（LP ガスの保安について。令和 6 年 1 月 24 日、25 日）

3) 技術交流

KGS とは、平成 16 年以来、年 1 回相互に訪問しての定期会議を開催している。令和 5 年 6 月 20 日に韓国・ソウルで第 17 回定期会議を開催し、ガス事故の統計、第三者機関の活用、LP ガス事故、水素保安政策などに係る意見交換を行った。また、会議に先立ち、6 月 19 日には KGS 本社を訪問するとともに、同社が運営する水素安全ミュージアムやエネルギー安全実証研究センターの視察を行った。さらに、定期会議後の 6 月 21 日には水素関連実務者会議を開催し、水素保安に関する詳細な意見交換を実施した。

台湾の中華民国工業安全衛生協会とは、相互の大会に出席するなどの交流を継続しているが、それぞれの大会開催時にあわせて、水素に係る意見交換会を開催した（台北：令和 5 年 5 月 4 日、東京：令和 5 年 10 月 26 日）。

(7) 英文資料の作成 [総務・企画部門]

海外関係機関等に対して我が国の高圧ガス保安対策の状況等に関する情報を発信していくため、協会の年間事業活動をまとめた英語版報告書を作成するとともに、事故情報の国際的共有化に資するため、高圧ガス関係及び LP ガス関係事故年報の概要を取りまとめた以下の英文資料を作成し、Web サイトで公開した。

- ・ Annual Report for Fiscal 2022
- ・ Annual Report for High Pressure Gas Related Accidents (2022 version)
- ・ Annual Report for Liquefied Petroleum Gas (LPG) Related Accidents (2022 version)

(8) 各種会議等の開催 [総務・企画部門、保安技術部門、機器検査事業部門]

既述の技術委員会等の委員会の他、以下の会議等を開催した。

① 評議員会

◇開催日

令和 5 年 6 月 15 日	令和 4 事業年度業務報告及び収支決算
令和 6 年 3 月 14 日	令和 6 事業年度事業計画及び収支予算

② 全国大会の開催等

1) 全国大会

第 60 回高圧ガス保安全国大会において、表彰式及び特別講演を行った。

また、表彰式においては、高圧ガスの保安に功績のあった優良製造所、優良販売業者、保安功労者、優良製造保安責任者等の大臣表彰及び会長表彰を行うとともに、協会設立 60 周年を記念して、協会を支えていただいた元役員（非常勤）及び特に協会の業務運営に協力をされた者（元評議員、元技術委員）に対する感謝状の贈呈を行った。

◇特別講演

「技術と経営」

中鉢 良治 氏（東京情報デザイン専門職大学学長、国立研究開発法人産業技術総合研究所最高顧問、ソニー株式会社元取締役代表執行役社長）

◇開催日及び会場

令和 5 年 10 月 27 日 ANA インターコンチネンタルホテル東京

◇参加者数 約 380 名

2) 各ブロック保安大会

全国 6 ブロックにおいて、保安大会の開催及び支援を行った。

◇参加者数 約 680 名

③ 全国一般高圧ガス保安団体連合会

各都道府県単位の一般高圧ガス保安団体間の相互連絡、意見交換等を目的として設置され、当協会が事務局を担当している。

④ 高圧ガス地域防災協議会連合会全国会議

各ブロック単位で組織されている高圧ガス地域防災協議会連合会間の相互連絡・意見交換等を目的として設置され、当協会が事務局を担当している。

Ⅱ. 2. 3 説明会・セミナーの開催

[保安技術部門他]

(1) 事故の教訓と保安管理技術セミナー（保安管理技術編）

第 23 回事故の教訓と保安管理技術セミナー保安管理技術編を東京及びオンライン形式（ライブ、オンデマンド）で開催した。

認定完成・保安検査実施者及びコンビナート等の高圧ガス製造事業者の本社を含め事業所の三管理部門（設備・運転・保安）の管理担当者を対象として、高圧ガス製造事業所の設備・運転・保安管理活動に関する情報提供及び情報交換・交流の場として運営することを目的としている。

◇講演内容

- ・ 高圧ガス保安行政の動向について
- ・ 認定調査に係るグッドプラクティス等について
- ・ スーパー認定事業者認定取得の取組みについて
- ・ 制御システムのセキュリティについて
- ・ 構造材料の劣化と破壊 ―現象・機構・事例・対策など―

◇開催日及び会場

令和 5 年 9 月 20 日 東京会場（KHK 会議室）およびオンライン（ライブ）

令和 5 年 11 月 7 日～27 日 オンライン（オンデマンド）

◇参加者数

現地 13 名 オンライン（ライブ）79 名

オンライン（オンデマンド） 個人 165 名 法人 12 事業所

(2) 事故の教訓と保安管理技術セミナー（事故の教訓と保安対策編）

第 23 回事故の教訓と保安管理技術セミナー事故の教訓と保安対策編を東京及びオンライン形式（ライブ、オンデマンド）で開催した。

高圧ガス製造事業所の事故、事故後の保安対策の取り組みなどについて、実際に事故を経験した事業所から、事故から得られた教訓、再発防止策など高圧ガス製造事業者にとって有益な情報を提供していただくことで、今後の高圧ガスの自主保安活動に活かしていただくことを目的に開催した。

◇講演内容

- ・ 高圧ガス保安協会における事故防止に向けた取り組みについて
- ・ コンビナート導管埋設部からのプロピレン漏えいとその対応について
- ・ 高圧ガス事故の統計と解析
- ・ ポリエチレン製造施設高圧分離器エチレン噴出火災事故
- ・ 高圧ガス事故事例から抽出したハザード
- ・ リスクアセスメントの高度化に向けて

◇開催日及び会場

令和 5 年 9 月 21 日 東京会場（KHK 会議室）およびオンライン（ライブ）

令和 5 年 11 月 7 日～27 日 オンライン（オンデマンド）

◇参加者数

現地 14 名 オンライン（ライブ）79 名

オンライン（オンデマンド） 個人 165 名 法人 12 事業所

(3) 冷凍保安講座

第7回冷凍保安講座をオンライン形式で開催した。

協会が認定している「冷凍機器溶接士」の資格認定証明書を交付された者が、その証明書の有効期間（3年）内に1回以上参加義務のある研修として、平成29年度より東京と大阪で交互に開催している。なお、本講座は、冷凍機器溶接士に限らず、広く冷凍保安に関心のある者を対象としている。

◇講義内容

- ・ 冷凍保安規則に係る最近の動向と事故
- ・ 行政の立場から見た冷凍設備の事故と保安管理
- ・ フロン対策の現状とフロン排出抑制法の改正について
- ・ JRA GL-20（特定不活性ガスを使用した 冷媒設備の冷媒ガスが漏えいしたとき の 燃焼を防止するための適切な措置） の改正について

◇開催日

令和5年10月13, 16, 18日

◇参加者数 53名（63）

(4) 耐震設計講座

令和5年度耐震設計講座をオンライン形式で開催した。

主に高圧ガス製造事業者を対象として平成29年度から耐震設計講座を開催し、耐震設計の基礎、耐震補強事例、耐震告示の改正内容等を紹介し、耐震設計に係わる技術レベル向上支援、最新の知見やノウハウの提供、情報の共有化等を行っている。令和5年度の開催概要は、以下のとおり。

◇講義内容

- ・ 最近の地震関連の話題（能登半島地震について）
- ・ 高圧ガス保安法の耐震基準の法令体系の概要（KHKTDの概要含む）
- ・ 基本的な耐震設計法の解説
- ・ 耐震設計・耐震対策の事例1（サイトスペシフィック地震動の計算例）
- ・ 耐震設計・耐震対策の事例2（機器・配管の耐震対策事例）

◇開催日及び会場

令和6年3月27日 オンライン形式

◇参加者数 75名（100）

(5) 高圧ガス設備担当者会議

第46回高圧ガス設備担当者会議を京都で開催した。

特定設備検査及び高圧ガス設備試験等の申請者等から照会のあった材料、設計、溶接及び構造等に関する諸問題のうち、共通性のある事項についての回答を申請事業者等の高圧ガス設備担当者に周知し、統一的な運用を図ることを目的に設置され、昭和53年から毎年開催している。

◇会議内容

解説： 特定設備検査における気づき事項

特別民間法人高圧ガス保安協会 機器検査事業部門

松本 浩一

講演： 最近の高圧ガス保安行政について

経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室

室長補佐 高橋 朝子 様

解説： 高圧ガス設備試験における気づき事項

特別民間法人高圧ガス保安協会 機器検査事業部門

村上 聡

解説： 高圧ガス設備関連の法令等の改正動向

特別民間法人高圧ガス保安協会 中部支部

日高 充夫

解説： 皆様からのご質問への答え

特別民間法人高圧ガス保安協会 近畿支部

細川 高志

解説： 「高圧ガス特定設備等の試験検査に関する質疑応答集」の解説

特別民間法人高圧ガス保安協会 機器検査事業部門

種物谷 宣高

◇開催日及び会場

令和5年10月20日 リーガロイヤルホテル京都（京都）

◇参加者数 432名（420）

(6) KHK 水素セミナー

水素社会の実現に向け様々な取り組みが各所で実施されている中、水素の社会実装に向けた情報提供の機会として、国の政策動向、協会の水素社会実現に向けた活動、事業者の先進的な取り組み事例について、保安と振興の両面から最新情報を幅広く紹介することを目的として、KHK 水素セミナーをオンライン（オンデマンド方式）により開催した。

経済産業省からは、第213回国会（通常国会）に提出された水素社会推進法案及びCCS 事業法案といった法整備の動向や今後の政策の進め方などについてご紹介いただいた。

協会からは、水素社会の実現などに向けた水素・CCS に関する協会の取り組み、国内外の水素関連事故事例等について紹介した。

事業者からは、水素事業に関連するリーディングカンパニーとして、それぞれの先進的な取り組み事例を具体的にご紹介いただいた。

◇講演プログラム

1. 水素利活用の促進に向けた制度の検討状況について

（経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

水素・アンモニア課長 日野 由香里 様）

2. 低炭素水素等の供給・利用の拡大に向けた水素保安の方向性について

（経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 保安課

産業保安企画室長 岡田 直也 様）

3. 「二酸化炭素の地中貯留」について

（経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料環境適合利用推進課

CCS 政策室長 佐伯 徳彦 様）

4. CCS における保安の考え方

（経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ

鉱山・火薬類監理官 大川 龍郎 様）

5. カーボンニュートラル社会に向けた水素・CCS に関する取り組み

（特別民間法人高圧ガス保安協会 総務・企画部門

水素センター所長 小山田 賢治)

6. 最近の水素関連事事故事例

(特別民間法人高圧ガス保安協会 保安技術部門 保安基準グループ
事故調査チームリーダー 藤井 亮)

7. 水素製造用パイロット試験設備によるアルカリ水電解の商用化実証

(旭化成株式会社 環境ソリューション事業本部
グリーンソリューションプロジェクト 事業開発部 課長 平野 稔幸 様)

8. 2050 年のカーボンニュートラル社会実現に向けた出光の取り組み～CN に欠かせない“水素・アンモニア”～

(出光興産株式会社 CNX 戦略室 CNX 企画課担当マネジャー
安彦 聡也 様)

9. ゼロエミッション火力発電と水素・アンモニアサプライチェーンの構築に向けた取り組み

(株式会社 JERA 企画統括部 脱炭素推進室長 高橋 賢司 様)

10. 広がる自動車用水素技術

(トヨタ自動車株式会社 水素ファクトリー Chief Project Leader
濱村 芳彦 様)

11. エナジートランジションの取り組みと「高砂水素パーク」における水素製造・利用の実証状況

(三菱重工業株式会社 エナジードメイン エナジートランジション&パワー事業本部 GTCC 事業部 水素技術推進室
水素製造プラントグループ長 田村 憲 様)

12. ヤンマーにおける水素燃料への取り組み

(ヤンマーエネルギーシステム株式会社
カーボンニュートラル推進部長 後藤 豊博 様)
(ヤンマーパワーテクノロジー株式会社
特機事業部開発部中形エンジン技術部 専任課長 小林 悠樹 様)

◇開催方法及び配信期間

開催方法：オンライン（オンデマンド方式）

配信期間：令和 6 年 3 月 4 日～29 日

◇参加者数 478 名

(7) LP ガス消費者保安推進大会

LP ガス一般消費者等の保安確保の向上のため、自主保安活動としての消費者保安対策の推進について顕著な功績を挙げた LP ガス販売事業者及び関係事業者（個人を含む）に対する経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官、高圧ガス保安協会長及び LP ガス安全委員会長の表彰を実施した。

また、LP ガスの保安分野で他の模範となるような先進的・独創的な活動等を行っている販売事業者、消費者団体、個人等の幅広い表彰（LP ガス安全委員会長特別表彰（模範保安活動表彰））を実施した。

併せて、ガス警報器のリメイク運動に関し、ガス警報器工業会長表彰を実施した。

◇開催日及び会場

令和 5 年 10 月 26 日 如水会館

(8) LP ガス保安情報説明会

経済産業省等から受託した研究開発等の成果及び最新の保安情報を広く LP ガス業界等へ周知するための説明会を実施した。本説明会は、平成 16 年度から毎年開催している。

◇説明内容

- ・最近の LP ガス保安行政について
- ・LP ガス事故動向等について
- ・溶接容器の再検査方法及びくず化处理について
- ・「放置ボンベ撲滅」の取組みについて
- ・和歌山県における放置容器対策の取組事例について
- ・保安業務に対する取組事例について（伊丹産業株式会社）
- ・保安業務に対する取組事例について（株式会社ミツウロコヴェッセル）

◇開催日及び会場

令和 5 年 10 月 10 日～27 日 オンデマンド配信

◇参加者数 169 名（181）

Ⅱ. 3 時代に即応した組織体制・基盤の整備

Ⅱ. 3. 1 協会運営のガバナンス強化

[コンプライアンス推進室、総務・企画部門他]

(1) コンプライアンスの推進

- ① 令和5年度については、以下の監査を行った。
 - ・業務監査は、保安技術部門が実施する高圧ガス規格委員会及び液化石油ガス規格委員会の運営管理業務、機器検査事業部門が実施する大臣認定試験者認定調査業務及び特定ガス工作物使用前検査業務、試験・教育事業部門が実施する国家試験及び講習検定に係る作問業務のほか、2支部（東北支部及び九州支部）が実施する検査業務（九州支部を除く）、法定講習業務、国家試験業務を対象として実施した。その結果、各部署（業務）とも文書による改善勧告を行う必要がある重大な不適合はなく、関係法令・規程類を遵守して適正に業務が行われていることを確認した。
 - ・情報セキュリティ監査は、経理・財務チーム、機器検査事業部門（本部）、試験・教育事業部門、ISO 審査センター及び上記2支部を対象として実施した。その結果、各部署（業務）とも文書による改善勧告を行う必要がある重大な不適合はなく、関係法令・規程類を遵守して適正に業務が行われていることを確認した。
 - ・経理監査は、本部経理・財務チーム及び上記2支部を監査対象とし、現金・預貯金の管理、出納業務の管理等に重点を置いて実施した。その結果、会計事務が会計規程等の関係規程類を遵守し、適正に実施されていることを確認した。
- ② 内部監査は、監査における重点項目、監査対象項目などに対して、経営層の意向を反映した内部監査実施計画を作成し実施した。
- ③ 監査を通じて、業務の確実な実施と効率化の観点から必要に応じ業務改善などの提案を行った。
- ④ 地方教育事務所における委託業務の適正な業務執行を確認するため、委託契約締結部署が行う教育事務所の調査に対し、課題に合わせた有効な調査が行えるよう内部監査の知見を活かした提案等を行うとともに、抜き取りで一部の調査に陪席し、調査の実施状況を確認した。
- ⑤ 協会の職務執行の公正さに対し第三者の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、協会業務に対する信頼を確保するため、役職員を対象に役職員等倫理規程に係るeラーニングを実施した。また、コンプライアンス意識の向上に向けて、メールマガジンによるコンプライアンス関連情報の発信（5回／年度）を行った。

(2) 情報セキュリティ対策

令和5年度については、協会ネットワーク及びWebサイトに係る公開セグメント及び令和6年4月から運用を開始した検査等Web申請受付システムに係るウェブアプリケーションに対して脆弱性診断を実施するとともに、内部情報漏洩リスクに係る第三者評価を実施した。

また、マルウェアへの感染防止のため、昨年度に引き続き、全役職員に対し、標的型攻撃メール訓練を実施するとともに、情報セキュリティ教育については基礎対策をテーマにeラーニングを実施した。

さらに、令和5年12月に施行された新認定制度では、サイバーセキュリティなど

関連リスクへの対応が認定要件となっていることに伴い、制御システムのセキュリティリスク分析に係る講習を受講するなど、職員の情報セキュリティレベルの向上を図った。

Ⅱ. 3. 2 人材育成

[総務・企画部門他]

(1) 職員研修

職員の業務上必要な知識及び技能をバランス良く涵養する観点から、高圧ガス保安等に関する研修を実施した。また、認定高度保安実施者制度ではサイバーセキュリティが認定要件の一つとなったことなども踏まえ、制御システムのセキュリティリスク分析に係る講習を受講するなど、職員の情報セキュリティレベルの向上を図った。

(2) 水素社会の実現に向けた人材育成等

水素社会の実現に貢献できる人材を育成するため、引き続き、一般社団法人水素バリューチェーン推進協議会、産業保安グループ及び資源エネルギー庁へ若手職員の出向を行った。

(3) 国際化に対応できる人材の育成等

若手職員を中心に語学研修への参加を積極的に推進するとともに、CES（旧名称：コンシューマー・エレクトロニクス・ショー）のオンライン講演の聴講や現地視察の動画視聴を行い、最新技術の動向把握と職員の視野を広げるための取組みを実施した。

Ⅱ. 3. 3 基幹情報システム等の整備

[総務・企画部門他]

(1) ISO 審査業務支援システムの改善

業務改善・効率化を図るため、従来から運用している ISO 審査業務支援システムに RDBMS を導入し、本部以外の拠点やテレワーク環境下でもシステムを利用できるよう再構築を行い、令和 5 年 12 月から運用を開始した。

(2) 検査等 Web 申請受付システムの開発

顧客の利便性向上及び業務改善・効率化を図るため、検査等業務について、申請書等をインターネットで受け付けるシステムを開発し、令和 6 年 4 月から運用を開始した。

Ⅱ. 3. 4 組織運営への専門家、有識者等の知見活用

[総務・企画部門、試験・教育事業部門他]

協会として時代に即応した体制を堅持していくべく、外部有識者等の知見を活用するための会議体を組成し、助言等を踏まえ、債券の運用等について適切な対応を行った。

(1) 余裕金運用検討委員会

協会の余裕資金に係る運用使途等について、エコノミスト、公認会計士等の示唆をいただきつつ検討した（令和5年5月開催）。

(2) 教育事業アドバイザリー委員会

高圧ガス保安活動促進週間をはじめ、高圧ガス保安に係る普及啓発活動の効果的な取組方法について検討した（令和5年5月及び7月開催）。

(3) 総合研究所運営審議会

総合研究所の改修を受け、時代に即応した研究所としての運営体制について、運営審議会により議論する体制を整えている。

(4) 国家試験実施機関情報交換会（9機関で構成）

公正、公平な試験実施及び効率的な試験業務運営のために必要な一般的事項についての意見交換、情報共有等を行うための体制を整えている。

Ⅱ. 4 将来を見据えた構造改革の推進

[総務・企画部門]

(1) 就業環境の改善等

令和 5 年度については以下の改善等を行い、円滑な業務運営を可能とする措置を講じた。

- ・令和 4 年に実施した組織再編に伴い同一部門となった試験・教育事業部門に係る執務スペースのレイアウト変更を実施し、同一居室に見直した。
- ・本部事務所内のレイアウト変更を行い、打合せ室の増設及び Web 会議等に対応するモニター設置等を実施した。

(2) 定年延長、役職定年制度の導入

令和 4 年 11 月の役員会においてシニア人材の活躍促進と戦略的な人材確保の観点から、令和 7 年 4 月より定年年齢を 63 歳から 65 歳に引上げる方針を決定した。令和 5 年度は、具体的な制度設計を行い、職員説明、役員会の承認等を経て定年延長及び役職定年制度に関する規程類の整備を行った。

(3) 北海道、東北、四国及び九州支部の廃止

令和 4 年 6 月の評議員会において、令和 8 年 3 月末の北海道、東北、四国及び九州支部の廃止について承認された。その後、各地域の行政、高圧ガス保安協会、LP ガス協会、冷凍設備保安協会及び関係団体等に対して理解を得られるよう、順次、説明を行った。

(4) 協会の運営に対する不断の見直し

協会全体としての業務改善、サービス向上、業務効率化等に資することを目的に、平成 14 年 9 月から検査・認定業務に関して顧客満足度調査を実施しており、お客様から寄せられたご意見・ご質問に速やかに回答した。

(5) 基幹情報システム等の改善

業務改善・効率化を図るため、ISO 審査登録業務支援システムについて、本部以外の拠点やテレワーク環境下でもシステムを利用できるよう再構築を行った。

また、顧客の利便性向上及び業務改善・効率化を図るため、検査等業務について、申請書等をインターネットで受け付けるシステムを開発し、令和 6 年 4 月から運用を開始した。

(6) 時代に即応した新事業創出・業務運営

協会の保有する各種知見及びこれまでの受託事業等の成果を活用した新事業創出は、我が国の自主保安の向上に寄与するものであり、検討に際しては、前例にとらわれることなく、かつ、部門間連携を進めることに留意して行った。

具体的な取組として、水素関係などの社会的関心の高い事案に関係する事業創出やセミナー類の効率的な運営等に努めた。

① 連携（コラボ）事業の実施

- ・各部の強みを活かし、タイムリーにセミナー（水素関係等）を開催した。

- ・ 保安ニーズに呼応した書籍を発刊した。
- ② セミナー類の効率的な運営
- ③ 高圧ガス保安の普及・啓発促進（高圧ガス保安活動促進週間関連グッズなどの保安用品の多様化等）

(7) 支出構造に係る不断の見直し

支出削減は収支改善に直結する即効性の大きなものであるとの認識のもと、コスト意識を更に貫徹するとの方針に基づき、業務に係わる支出項目の全てについて、聖域を設けずに徹底的な再精査を行った。

- ① 印刷費、管理経費のスリム化
- ② 特別勘定 1（法定講習）及び特別勘定 2（国家試験）の徹底的な支出削減
 - ・ 会場借料
 - ・ 会議費、旅費等

Ⅲ. 会員現況

令和 5 年度における会員数総計は 1,145 であり、種類別会員数は以下のとおり。

種 類	令和6年3月末現在
事 業 者	831社 (829)
団 体	190団体 (190)
個 人	88名 (82)
賛 助 者	36名 (37)
総 計	1,145 (1,138)